

飯能市議会会議録抜粋（阿須山中関係）

※ 現在、市ホームページの飯能市議会会議録検索システムで閲覧可能な会議録から抜粋したものです。

◆ 質問 24番（佐野春雄議員）

それでは、議長さんの許しをいただきましたので登壇をさせていただきます。

（省略）

四点目になります。自主財源づくりは市の企画力と通告させていただきました。公社塩漬け土地の有効利用についてと通告をいたした次第でございます。

以前に一般質問で、当市でも自主財源確保の研究をしたらどうかという質問をいたしました。そのとき、自主財源というのは大変これは必要なことだと。そして、しかも重要なことだと。だから研究をしてみたいという答弁があったかに記憶しているわけでありまして。今回私から提言させていただこうと思っておりますけれども、この土地開発公社所有の塩漬け土地、いわゆる処分することさえ難しい、通称阿須山中の土地、山林でありますけれども、この土地の有効利用の提言であります。情報公開の時代ですので、市民の前に実態を明らかにすべきであると思っておりますし、別に隠し立てする必要はないと思って取り上げたわけでございます。余り塩漬けという言葉は好む言葉ではないのですが使わせていただきました。

土地開発公社で所有する阿須山中の山林でありますけれども、場所は阿須交差点から金子に抜ける通称金子坂、飯能二本木線の途中に今、金子ゴルフというゴルフ場がありますけれども、その西側一帯という感じで見るとどうかと思うんですが、ここにある山林であります。取得は平成元年から二年ごろでありました。この面積ですけれども、十平方メートル。これは東京ドームに換算しますと約三・五倍の面積であります。当時十四億円で取得したこの土地が、一〇〇%土地開発公社借り入れでありますので、利息の累計が何と五億二千万円。これは新井議員がおっしゃったとおりのことであります。この土地の帳簿価格は何と現在十九億三千万円程度になっているわけでありまして。このまま処分できなければ、年間約四千万円の利息を払い続け、公社が所有しなければならぬというわけでありまして。三年経過すれば、利息だけでも一億二千万円を支払う計算になります。そのときの簿価は何と二十億五千万円にざっと計算してなるわけですね。一日も早くこの土地の処分または有効利用の手立てを考える必要はないでしょうか。経営健全化指定団体になった根拠も実はこんなところにはありませんか。

さて、この塩漬け土地を有効利用できないものかの提案が、私、今回申し上げたいのであります。最近、いやしという言葉をよく聞きます。英語でヒーリングと言うんですけれども、いやしの里ですとか、安らぎの里等のキャッチコピーを使いまして、市営墓地、公園墓地等として自然を破壊することなく有効利用、開発をしたらどうかと、このような一つの提言であります。年度ごとに区画をふやしていきまして、数千基程度にまで持っていけば、その管理料が自主財源となるということでありまして。この損益分岐点はどのくらいのところにあるかというのは定かではございません。運営は第三セクター方式でも、また特別の市の施設管理公社でも可能でありましょう。特定の法人に売却するのではなく、市が責任を持って運営管理していくということでありまして。墓石は統一し西洋風のものにす

る。まさに公園墓地であります。最近は散骨ですとか、山野葬というのが認められる時代であります。そのための場所も建設するわけでありまして、墓地は要らないという人には納骨堂の利用も可能にしたらどうでしょうか。大変迷惑な施設だという人がおられるかもしれませんが、市民、国民のニーズは大であると思っています。

既に、飯能市には広域斎場も建設してありますので、決して不自然な施設ではありません。仮に公園墓地が建設されましても、同時に、山林自体の有効利用はまだあります。例えば、山谷横断のロードレース、それからサイクリングコースに、ハイキングコースに、そしてまたオートキャンプ場等々、大変夢は膨らむわけでございますけれども、きのうも嶋田議員が一般質問の中で阿須河岸、あるいは加治丘陵の観光利用ですとか、レクリエーションエリアの話がありましたけれども、そういう構想もあわせもってしたら、本当にすばらしい利用ができるんじゃないかと、そのように思ったところでございます。そして、しかも今インターネットの時代でございます。インターネットを通じて紹介すれば、あっという間に全国へと情報発信することができるわけでありまして。

さらに具体的な利用を申し上げますが、きょうはこの程度にとどめておきます。要は処分の難しい公社所有の土地でさえアイデア一つで市の自主財源確保の宝の山にもなりはしないかと提案をさせていただきました。金利に追われ、土地の実勢価格は下がれども、簿価は毎年上がるわけでありまして。自主財源づくりは市の企画力の問題だと、このことを一言申し上げまして市の見解を伺ってきたいのであります。

(省略)

◎ 答弁 企画財政部長（木崎勝年君）

(省略)

四点目の自主財源づくりは市の企画力ということでございます。自主財源の中で、特に法定外の目的税等につきましては、多くの自治体で、現在、研究あるいは提案されているわけですが、今のところ実現いたしましたのは、以前の議会でも申し上げましたが、河口湖周辺三町村の遊漁税のみであります。近隣では、所沢市で検討した課税項目につきましても、いわゆる費用対効果、それから市民の御負担があるわけですから、市民の理解、こういったものがなかなか難しいようでございます。本市といたしましても、自主財源を確保する方策も積極的に検討しなければならないわけでございます。そういったときに、やはり市民の御理解が得られるような企業誘致、これらも一つの有効な方法であると考えておりますので、十分検討してまいりたいというふうに思います。

また、この中で土地開発公社の土地利用の関係の御提言ございました。土地開発公社の所有地の、特に山中というふうに思いますが、これらの御提言を踏まえまして、大いに検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

(省略)

◆ 質問 24番（佐野春雄議員）

答弁いただいたわけでありまして、もう時間もありませんので、特にの質問はないわけですが、財政のことについては、あえて歳出、どのくらい市で歳

出がかかっているのかということを中心にお聞きしたんですけれども、結局は、その歳出はなかなか減らないから、逆に自主財源の確保というのは、本当にこれからの地方自治体の重要なテーマになってくる、私はそう認識しているんですね。それで、これは税収というのは税だけでなく、むしろ手数料にしても、管理料にしても、もろもろのそういうことが市の収入になると。税に限って見ちゃうとなかなか自主財源というのは難しい。ですから、管理料とか手数料、使用料ということを考えていく必要があるかと思うんです。そういう意味では、ちょっと詳しく山中の土地については申し上げたんですが、ここは本当に三年たつと二十億超えるんですよね。それで四千万円の利息のみ払い続けると。実勢価格どのくらいかといったら、その半値の十億で買う人がいますか。こういうことなんですね。これはどうしようもない土地があるという……。聞くところによると、

県、国の方針で、今後、県の方でもその利息分を補うような措置をとっていくというようなことがある。あるいは県や国で買い上げてくれないかということもあるんですけれども、国、県で買い上げていただけるようなことが、もしもあればこんなうれしいことはないわけですよ。ただ、それは今の国、県の財政からしたら到底考えられないことだと。そうすれば、もう市の方で知恵を出して、何とか有効利用を考えていく、そういうことが必要ではないかと思って、私はここに力を入れて言わせていただいたわけでありませう。

企画財政部長の方からは、財政調整基金について触れられましたけれども、余裕があったら積み立てていく。全くそのとおりですね。私はむしろこれからこの財政調整基金を取り崩して使っていくということになると思いますけれども、本当にこれは細かく長期にわたってこの基金を取り崩して使うような財政状況になると思うんです。そういう意味では、本当に貴重な基金でありますので、この利用についても、また機会があったら詳しくはお聞きしたいと思っております。

大変にいろいろな答弁をいただいて、ありがとうございました。特に沢辺市長さんにおかれましては、終始たくさんの一般質問でお疲れになったと思いますけれども、大変明快な答弁をいただきましてありがとうございました。それぞれに大変、これからの市の運営、その他についても理解できたところでございます。

◆ 質問 24番（佐野春雄議員）

（省略）

さて次に、土地開発公社の土地の処分と活用についてと通告をさせていただきました。土地開発公社の関係につきましては、もう何回も質問をさせていただいております。なぜしつこく質問するかといいますと、現在の飯能市の公社の運営状況というのは、不良債権処理に四苦八苦している企業に大変似ているわけでございます。このまま放置しておきますと、自治体の倒産の引き金になりかねないのであります。一時は百億を超える負債もあったわけです。民間会社であったらとっくに倒産をしていると、そのような状況であります。それゆえに、総務省の土地開発公社経営健全化対策措置の恩恵を受けるのも、いかに厳しい状態に飯能市の公社が置かれていたかの、その証明であります。幸いここに来まして、公社職員の大変な努力によりまして、土地の処分も進み、また土地の分類をさせていただき、これらの土地をどのように処分していくかの長期の計画も立てていただきましたことは、大変大きな成果であります。国よりの二千万円の利子補給は、毎年続くものと期待はしておりますけれども、加えて市で毎年五億円の買い戻しをしていくという決定も大変大きなものでございます。平成十九年には総務省の通達による健全な団体の指標である標準財政規模の二五％に当たる四十億円は、この計画によって切れるとの見通しも聞いているところでございます。これは十二月の浜中議員の質問に市長も答弁なさったところでもあります。

以上の背景と大意を踏まえての質問であります。問題は、塩漬け土地の処分と活用であります。今回はこんな提案をさせていただきたいのでありますけれども、外部のコンサルタントですとか、学識経験者等をお願いをいたしまして、さらに山中土地等の跡地の有効利用のアイデアを募ってみてはどうかと思っております。

また、市で買い戻すといたします五億円の今年度の予定と、この中には例の平岡レース跡地の図書館予定地も含まれているのでしょうか。図書館建設予定についてはどのような計画になっているのでしょうか。このような質問をいたしますのも、平岡レース跡地を全部買い戻さずとも当面の建設に必要な部分、いわゆる分筆買い戻し方式をとれば、施設建設は可能だろうと思うからであります。また、早期の買い戻しは公社自体の負担を軽くする。そして、市の土地の買収に対しても、県費、国費の補助までいただけるのではないかと、そのようなことを思っているわけでございます。そういう意味からは、図書館建設は公社の負担を軽くする意味からも進めた方が得策かもしれない、こう申し上げたいのであります。

もう一点は、大胆な発言をさせていただきますと、今後の土地開発公社のあり方、公社そのものの存在意義であります。公社の使命が終わった段階、ある程度の土地の処分、活用のめどがつかしましたときに、公社存続の是非も検討すべきときがくると思いますが、いかがでしょうか。今後は公用地の買収に開発公社というワンクッションを置く必要がなくなってくるのではないかと思います。この点についても伺っておきます。

◎ 答弁 市長（沢辺静彦君）

佐野春雄議員の一般質問のうち、市政について、④土地開発公社所有土地の処分と活用について、私からお答えを申し上げます。

最初に、来年度の市の買い戻しの予定はというおたがしでございましたけれども、平成十四年度の当初予算における土地開発公社からの土地の買い戻しにつきましては、計上してございませんが、土地開発公社が健全化計画に基づきまして、各年度およそ五億円程度の土地の買い戻しができたらと考えております。時期といたしますと、一年間の財源をまとめて三月の補正予算でお願いいたしたいと考えているところでございます。このような厳しい財政状況でございますので、できるだけ買い戻しできるようにしたいということでございます。

次に、塩漬け土地の検討はなされているかとのおたがしでございますが、塩漬け土地の定義は、取得して未利用のまま五年間経過した土地を指すものと聞いております。このような物件が多いため、公社の経営を圧迫しているわけございまして、この状況から脱却すべく健全化計画を作成したものでございます。この計画によりますと、市の買い戻しと公社の処分が予定どおり進んだ場合、平成十九年度末には借入金に対するの総務省の健全な団体の指標であります標準財政規模の二五%の達成ができるものと考えております。

また、山中の土地の活用については、外部からのアイデアを募ったらどうかというおたがしでございますが、このような状況の中、専門的な知識をお持ちの方はもちろん、さまざまな方の御指導、御助言いただけることに対しては大変ありがたいことであると思っております。四月からは企画調整課内に土地政策担当を設けましたので、開発公社との連携をより密にいたしまして、検討をしていきたいと考えておる状況でございます。

今後の公社のあり方についてでございますけれども、先ほど申し上げましたが、健全化計画に基づいて業務が順調に推移すれば、平成十九年末には健全な団体になるものと思われます。公社の運営方針でも述べさせていただきましたが、バブル崩壊後の右肩下がりの地価の状況を考えてみますと、土地を先行取得するメリットはなくなってきたと考えてもよいかと思っております。このような状況から、組織や職員のあり方についての方針も検討しなければならない時期に来ているものと考えています。公社につきましては、皆様方に大変御心配をかけておりますが、土地の売却も順調に現在動いておりますし、借入金の返済もここ二年間で約二十億円返済することができました。もうしばらく時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

◆ 質問 6番（滝沢修議員）

それでは議長さんのお許しをいただきましたので、通告順に従いまして市政に対する一般質問をさせていただきます。

（省略）

次に、その他の項目でありますけれども、まず阿須山中土地にアウトドア施設をといたしました。

加治地区のまちづくり委員会、河原利用のルールづくり委員会では、この間も岩沢グラウンドで日曜日にごみ袋と持ち帰りを促すチラシを配布しながら啓蒙活動を行ってまいりました。その後また残されましたごみや付近のごみ置き場の調査も行いましたが、相変わらず投棄が目立っており、月曜日には付近の方がボランティアで清掃をしていただいている、このような状況です。また岩沢グラウンドの駐車場やトイレなどは、本来、運動施設のものでありますので、グラウンドを使う方が優先されるべきが、これが逆転してしまう、このような大きな問題もございます。

また、飯能市はバーベキューなどに適した場所が多く、飯能河原などでも同様の問題が発生しておりますので、このようなことから、バーベキューなどが行える場所をつくってはどうかということです。青梅市では花木園がありまして、子供たちが遊べる公園の中にバーベキュー場を設けております。自然を生かした公園で遊んで、その後みんなで食事をとることができるようになっております。

そこで阿須山中に十七ヘクタールの公共用地がございます。尾根伝いはハイキングに適しておりますし、大変自然に恵まれておりますが、最近はこちらにもオフロードバイクが入ることもしばしばです。そこでこの用地の自然を大いに生かしてバーベキュー場やキャンプ場、自然体験の場として整備してはいかがかということです。バイクの進入を防ぎ、山の自然を守り、また河原ではバーベキューをせずに本来の水遊びの場として、このように考えてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

（省略）

◎ 答弁 助役（須藤澄夫君）

私の方からは4その他、阿須山中土地にアウトドア施設をについてお答えを申し上げます。

土地開発公社が所有しております、大字阿須字山中の山林、約十七ヘクタールの土地でございますが、そこにバーベキューなどができるアウトドア施設を整備したらどうかというおたがしでございました。現在、バーベキューなどにつきましては、皆さん御案内のとおりであります。入間川や高麗川等の周辺で、多くの方々が利用をしていらっしゃる。特に利用が多い場所として飯能河原や阿須の河川敷、岩沢のグラウンドなどが目につくわけですが、利用のマナーという点で申し上げますと、よいというふうには申し上げられない状態です。

そこで議員さんの御質問の言葉の中にもありましたが、飯能地区のまちづくり推進委員会や、あるいは加治地区のまちづくり推進委員会の方々に河原の利用づく

りに取り組んでいただいたり、実際に清掃活動などもしていただいておりますものなので、大変感謝をしているところでございます。

戻りまして、その阿須の山中用地にアウトドア施設として、バーベキューなどができる活動場所を整備するという御提案でございますが、一つは河原と違って駐車場がありません。私も実際に行ってみましたが、そこへ進入する道がないということ、あるいは勾配が急な山林であるということ、それからまずバーベキューなどをするには水が必要だろうかと思います。今の方々でしたら持っていくということもあるでしょうけれども、車が入らないと持っていけないというような、なかなか課題が多いようでございます。

そういうことを考えますと、今、取り組むというのは大変困難であると申し上げざるを得ませんので、どうか御理解を賜りたいと思います。

◆ 質問 24番（佐野春雄議員）

（省略）

（2）土地開発公社の塩漬け土地を（宝の山に）の発想と通告いたしました。公社の職員の努力で一時は百億円を超える借り入れのあった公社所有の土地も現在七十から七十五億程度に処分が進んでいるとお聞きしております。平成十九年には予定の四十億円までいきそうだということでもあります。まず処分の進捗状況をお伺いいたします。

目標の標準財政規模二五％に届いたといたしましても、処分不可能な土地というものは、最終的には残るわけであります。そして、この土地のために利息は払い続けることとなります。土地開発公社の所有する土地は、一日も早く市で買い取る以外に方法がないとすれば、塩漬け土地であっても付加価値をつけた有効利用を即刻検討すべきであると申し上げたいのであります。職員の英知を結集し、市の財政を潤す宝の山にの取り組みをと期待しているところであります。言い放しにならないように、過去にも何度か提言を申し上げましたが、再度、私の提言であります。特に最終処分が難しいだろうと思われる山中の土地については、市営の公園墓地等の活用はどうかということでもあります。開発、分譲し、そしてその永代管理を恒久的に市の財源にできないだろうかということでもあります。墓地は大衆に需要があること。将来の維持管理に負担が少なくて済む。地元で複数年度にわたって開発事業ができる。そして都心から近く、交通の便がよい。しかもインターネット等で宣伝しやすい。商店街の活性化にも連動する。そしてさらに当市の環境でありますけれども、山あり、川ありでいやし、安らぎのイメージを飯能市は持っている。このようなことでもあります。これは私の一つの提案でありますけれども、市長または助役の感想がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

◎ 答弁 助役（須藤澄夫君）

（省略）

続きまして、そういった公社が頑張っても残る土地があるのではないか。一つの御提言として阿須山中の土地について、墓地はどうかというおたがいでございます。これにつきましても、前回もそういった御提言を賜ったというふうに記憶しておりますが、庁内でも、こういったことを検討すべく内部の検討委員会が立ち上げられないかというふうに今調整を図っているところでございます。さらにこれは感想でもよいからというお言葉がございましたので感想にさせていただきますが、確かに高齢化社会を超えて、既に高齢社会に本市も入ってまいりました。高齢化率が一五・三％でございますので、そう言ってよろしいかというふうに思います。そういうこととなりますと、これはだれもが死というものを迎えるわけで、多くの方々が墓地というものに縁があるわけでありますが、ということは、墓地を忌み嫌うというよりは、むしろ私どもの祖先や故人の霊を安らかにしてもらおう、あるいは私どもがそういったところに親しむということの必要性は感じているところでございます。また、広く他県に目を向ければ、横浜の外人墓地であるとか、あるいは上野の谷中墓地などは、墓地でありますけれども、公園的

な要素も持っているのではないかというふうに思っております。ただ、そういった中で違いますのは、横浜であるとか、谷中であるとか、墓地の周辺と私どもの対象地の周辺とは大分違うわけでありまして、公園という要素が本当に取り入れられるのかどうかということもあります。さらに、この財政状況では上物はできないというふうに申し上げているところではありますが、公園等を考えるにしても、大変莫大な資金が必要であろうというふうに容易に想像されるところであります。しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、私どもただ手をこまねいているだけではなくて、内部で、何年後になるかわかりませんが、未来予測を踏まえて内部調整をしていく内部の検討委員会を立ち上げたいというふうに思っておりますので、また議員さんからも御指導賜りたいというふうに思っております。

◆ 質問 14番（新井巧議員）

（省略）

次に、行革問題であります。

まず、飯能市財政健全化計画素案について伺います。

歳出面の大きな課題として、土地区画整理、土地開発公社などの債務負担行為、下水道事業などが挙げられています。確かに、実態はこれらが大きな負担であることは事実だと思えます。しかし、土地区画整理事業について言えば、同時期に五カ所も開いた無謀な計画であったこと、債務負担行為の増加について言えば、土地開発公社の阿須の共有地の一括購入とその土地が塩づけ状態になっている問題、公団の開発による学校建設にかかわって、膨大な負担を押しつけられている問題、下水道の問題でも十二万人都市構想による過大投資の問題があります。

どれも圧倒的な住民に大きな恩恵があったかといえ、そうとも言えないものばかりであります。なぜそうなったのかの分析がなければ、これから四総を立てる上でも同様な過ちを繰り返すことになってしまいます。開発すれば人口がふえて税収もふえるというような単純な発想、区画整理の問題でも五カ所も開いてしまうことに市内でも異論があったということですが、民主的な市内論議と住民の意向も含め、しっかりとした調査が不足していたのではないのでしょうか。そうした点から、この三つの問題をどのように総括されているのか、お伺いしたいと思います。

◎ 答弁 企画財政部長（木崎勝年君）

（省略）

また、土地開発公社が抱える長期保有土地の購入の問題、美杉台中学校建設工事、そのほかに下水道事業の関係、これらございますが、国の景気対策とともに都市基盤整備の推進を目指して積極的に事業展開を図ってまいりましたが、これらの要因によりまして公共事業に充てた地方債あるいは減税による財源不足、こういったものを補うための地方債の発行に伴う公債費の増大が逆に財政の硬直化を進め、投資的経費や新たな政策経費に充当可能な一般財源を圧迫し、新たな市民ニーズの対応も大変難しいという状況になってきております。本市はそういった厳しい財政状況ではありますが、今後、税収の伸びも期待できない状況下でありますけれども、普通建設事業のあり方、これらを見直すとともに、限られました財源の一層の重点的、効率的な配分に努めていくことが必要であるというふうに思っております。この財政健全化計画案につきましては、これらの本市の現状を正確に提示し、解決策を図るための検討に活用することにより、さらに一層行政改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

◆ 質問 24番（佐野春雄議員）

（省略）

さて、大きな問題で最後財源確保のために、といたしました。過去に何度か一般質問でも同じ質問をさせていただきました。今後さらに地方自治体の財源不足が問題になってくることでありましょ。自治体のしかけで市の活性化にもつながるような事業ができないものだろうか。と提言をいたしましたものでございます。財源確保について、庁内で検討されたことはあるのでしょうか。公設公営、公設民営、第三セクター利用等々、さまざまな運営形態はあると思いますがいかがでしょうか。

1番目の山中土地（公社所有の塩漬け土地）でありますけれども、この利用についても提言をさせていただいております。今回は、加えて花木の山にしたらどうかというのを加えたわけでございます。平成14年12月の一般質問でも取り上げました。最終的に処分不可能な土地は、市の財政を圧迫する環境であります。一日も早く市で買い取るか、付加価値をつけた有効利用を検討すべきであろうと申し上げたのであります。山中土地は東京ドームの約3.5倍ほどの面積、市営の公営墓地として活用したらと提案したのでありますけれども、内容は、墓地には国民のニーズがあること、都心に近く交通の便がよいこと、そして飯能市は安らぎの里のイメージもある。また、複数年度で開発も可能である。さらに商店街の活性化にもつながらないものだろうか、例を挙げて質問いたしました経緯がございます。今回はさらに花木の山にしたらどうかと提言をいたします。花木で山を埋めつくし、将来入場料もいただけるほどにするのが目標であります。いかがでしょうか。

◎ 答弁 総合政策部長（本橋憲一郎君）

（省略）

次に、5 財源確保のために、（1）山中土地の利用 花木の山・市営墓地構想について、お答えをいたします。

土地開発公社の長期保有土地の関係では、これまでに佐野議員からは何度かおただしをいただいております。今回のおただしでは、花木の山として、あるいは市営墓地として、その立地を生かして、公園的な利活用を図ってはどうかということでございます。現在の状況では、市がこの土地を直ちに買い戻して、整備するということは大変難しいところでございます。また、豊かな緑とともに、これだけのまとまった土地でございますので、その活用方法につきましては、結論を急ぐのではなく、その立地なども考慮しながら、多面的にさまざまな角度から検討を重ね、その上で効果的な利活用を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◆ 質問 22番（佐野春雄議員）

（省略）

3番目に、土地開発公社所有の山中土地の有効利用について、と通告をいたしました。そして、ここに花木の山と市営公園墓地を建設しまして、当市の自主財源確保に当てたらどうかと、このような提案でございますけれども、実はこの提案も今回で、執行部の方からも言われたんですが、「佐野さん、4回目ですよ」ということなんですが、同じような提言をさせていただいております。きょうは、土地開発公社のこの土地をどのように利用するかという、私のアイデアを1つ申し上げようかなと思っておるところでございます。

既に今、言いましたとおり、提案、提言、大分してきたんですけれども、まず、私が一番思っていることは、土地開発公社の負担を、この土地を持っていることに対しての負荷、これを軽くするというのもっと執行部は真剣に考えたかどうか、そのように思っているところでございます。土地開発公社が持っている土地ですから、市で買い取りをして、そして市で使うというのは、これはオーソドックスな考えですけれども、実は私は、公社が所有していても、飯能市主導でこの土地を使うことができないか。これはいわゆる、そのような規制を取り払ってもらおう。特区をつくってもらおう。国・県に申請をして、その許可を願う、そういうことなんですが、こんなことにチャレンジしてみたら、市で買い戻す前に、買い戻さなくとも使用できるんじゃないかと、そのように思っているんですけれども、こんなことにもチャレンジしてほしいなと思っ提案をしたところでございます。

そして、公社所有、または市の所有にかかわらず、この地の利を生かしまして、花木の山、花木を植栽して、そして市民の公園墓地、これを建設したらどうでしょうかというのが2番目の提案でございます。飯能市に市営墓地というのはございません。そして、市民の中には、この市営公園墓地の建設というものを大変期待をしている声が強いということでございます。仮に、公社から買い取らなければ使用ができないとするならば、実はこの土地、簿価で19億円ほどしているわけですが、毎年1億円ずつでも買い戻しながら、段階的にそのような公園墓地の形で開発をしていったらどうかと、このように思っているわけでございます。市民ニーズの高い市営公園墓地の建設というのは、飯能市民以外からも大変期待が集まるんじゃないかとそのように思っているところでございます。

（省略）

◎ 答弁 助役（大山功君）

（省略）

次に、土地開発公社所有（山中土地）についてでございますが、この土地につきましても御提案をいただき、ありがとうございます。この土地は、17ヘクタールと、大規模ではありますけれども、道路とは接続しない、文字どおりの山の中でございます。また、県道とは、標高で50メートルから90メートルもの高低差がございまして、このような状況にありますので、進入道路の確保はもちろん、利用するとなりますと、大がかりな造成工事が必要となります。市街地にお

ける都市整備を推進することが急がれているときでもありますので、この土地の具体的利用を現時点で構想することは困難であると考えております。将来に負担を残さずに、現在のニーズを満たす、持続可能な開発とはそのようなものと考えておきまして、多額の投資を必要とし、その効果が十分に見通せない現在の経済社会状況下では、山の環境を大きく変えることには、少々ためらいもございませぬ。そのような意味におきまして、この土地の開発には慎重にならざるを得ないところがありますので、どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

◆ 質問 6番（滝沢修議員）

それでは、議長のお許しがありましたので、3月議会の一般質問を通告順に従いまして行います。

（省略）

最後になりますけれども、5番目、阿須山中土地に広く市民の声をといたしました。平成3年に飯能市の土地開発公社は阿須地内に3カ所土地を購入しました。現在、体育館やホッケー場となっている場所、そして駿河台の学生寮が最近建設がされた場所、そして現在17ヘクタールに及ぶ広大な山で全く未利用となっています開発公社が所有になっています阿須の山中土地であります。当時約14億円で購入、利用されず、放置されておりましたけれども、借金で購入をしていますので、利子は払い続けなければならず、現在約19億5,000万円と言われております。全くもったいない話であります。今までも多くの議員の皆さんがこの土地の利用について提案をされましたけれども、いまだに利用方法は見つかっておりません。しかし、この土地の問題、市民の皆さんもこのような土地があることすら御存じない方が多いのではないのでしょうか。そこで、この山中の土地の利用について、広く市民の意見を聞き、活用を考えてはということがあります。とかく土地利用などとなりますと、利用のための何とか会議とか、このような名称をつけまして、選出されたメンバーで考えていく方法がとられますけれども、この際広く多くの市民にこの土地のことを知らせ、利用方法について考えていただいてはいかがでしょうか。広報やインターネットを初め、市民の皆さんにお知らせをする機会は幾らでもあります。市長ホットミーティングもこれから各地域で開催がされるわけでありまして、土地の実情を伝え、利用方法を検討していただくわけでありまして、この場所は自然も多く残されておりました、既に加治のまちづくり委員会ではハイキングコースとしての一部利用もしております。このような場所を眠らせておいても仕方ありません。市民の皆さんの夢を持った使い道を探してもらいたいと思います。長期間眠らせておいた土地でありますから、この際十分に市民の意見を聞き、その後検討を重ねていくことも1つの方法であると思います。自主財源の確保、自然を生かした利用、また最近飯能市は映画のロケも行われております。ロケ地として発信するなど、さまざまな意見が出てきてよいと思います。ある程度の時間をかけ、市民の声を聞いて、その後に利活用の方法を考えていく、これもよいことではないのでしょうか。市民の提案を生かすまちづくりをと思いますけれども、いかがでしょうか。

（省略）

◎ 答弁 総合政策部参事（新井茂君）

私からは5 その他、阿須山中土地利用に広く市民の声をにつきましてお答えいたします。

土地開発公社が保有しております阿須山中用地につきましては、これまで多くの議員から土地利用について御提言をいただいております。また今回、御提案をいただきありがとうございます。議員御承知のとおり、この土地は17ヘクタールと大規模ではありますが、道路等は接続しない、そして県道等はかなりの高低

差がありまして、利用するとなりますと、進入道路の確保、そして大がかりな造成工事が必要となってまいります。一方、土地開発公社が保有しております土地については、処分計画に基づき行ってまいりました結果、現在の簿価総額は60億円を下回っております。また、平成18年度から第2次土地開発公社経営健全化計画が始まります。この計画は、山手町用地の購入という大きな財源を必要とする事業計画でございます。まずは計画の推進を最優先してまいりますので、御提案いただきました阿須山中土地利用につきましては、現在のところ、利用方法について広く市民の方に御意見をいただく時期ではないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

◆ 質問 3番（中村公一議員）

（省略）

まず、土地開発公社所有の土地については、限度額の60億円をほぼ満たす形での借り入れが行われ、毎年金利を払いつつ所有・管理されています。どの土地をどの時期までに市の施設として利活用するのかについて、全般的な御見解をお伺いいたします。

◎ 答弁 市長（沢辺瀨孝君）

それでは、私の方から土地開発公社の全般的な状況について申し上げます。

これはバブルのときに用地の先行取得というふうなことで、飯能市は一生懸命これを買っていたというふうな状況があります。私が市長に就任したときにはこれが85億円ありました。これはすべて銀行からお金を借りていたわけですが、この保証は市がするというふうな形でありましたけれども、当然これは健全化計画の1つの指定を受けまして、やらなければいけないというふうな大変急務な事態でもございましたので、いろいろと予算をやりくりしながら、毎年5億円ぐらいはこれをやっていこうとかというふうなことで目標を定めてやりました。しかしながら、現在で見ますと約60億円に減っています。それからあわせて、山手町用地の買い取りのための基金積み立てを今10億円していますので、残額が50億円というふうなことに考えていいと思います。この間、買い戻しを行ったり、あるいは駿河台大学に土地を約11億円で売ったりというふうなことで、厳しい財政の中でいわゆる血のにじむような努力をしてきたというふうなことであります。

そうしたことでありまして、今、残りの土地を大ざっぱに見ますと、山手町が約20億円。約ですから多少違います。それから、その他いろいろなところに所有していますけれども、これが簿価で約20億円。それから、阿須の山中という土地が約20億円というふうなことで、この3つに大別できると思いますけれども、山手町につきましては、今、いろいろと審議をこれからして、計画が具体化してくるところでございまして、一応そういう状況でありまして、あとのその他の土地につきましては、これはいろいろとちらばっています。できるだけ早い時期に買い戻しができるものは買い戻しをしていくと、あるいはまた売却できるものについては売却をしたいというふうなことで努力をしておりますけれども、土地の条件がいいところばかりでないので、なかなかこれを売り切るというふうなことが難しい状況です。山中の土地につきましては、簿価が20億円ですが、実際の売買価格が幾らなのか、とても判断できないような価格だというふうに思っています。それから、ここは高压線が走っていますから、線下補償というのが二、三百万円入っているようでございます。

そうしたことで、今後のことにつきましては、やはり利子が安いときには利子補給をして簿価を抑えようというふうなことで今まで来ました。入札によって利子をやりましたけれども、一番安いところで0.017というふうなばかみみたいな数字が出たときもありまして、このときはよかったですけれども、金利がだんだん上がってきてまして、今後かなりの額になるのではないかとというふうに思いま

す。そんなことから、やはり利子補給をしてそのまま持ち続けるというふうなことについては、いわゆる不良債権を抱えていくということですから、相当無理をしても買い取りをする、あるいは売却をするというふうなことで、早く今ある60億円を、50億円になりますけれども、決済をしていかなければいけないというふうなことだと思います。これについては、大変厳しい財政状況でもありますが、それこそさらに血のにじむ努力を重ねて、お金を返すというふうなことについては、区画整理その他の買い取り地についてはそれなりの価値がありますけれども、例えば山中を買い取るというふうなことについては、全くのいわゆる市として財産として残らないと、そんなようなことになろうかと思えます。

そういうわけでございますので、これは飯能市の財政にとって大変大きな課題であるというふうに認識していますが、これをやっていかなければ、今後高騰するであろう金利というふうなものを毎年毎年経常経費で落としていかなければいけない、上げていかなければならないというふうなことで、これは会社、企業等でやっている不良債権を早く除去するというふうな方法、考え方を飯能市でもとっていかなければいけないというふうに思っています。

これにつきましては、買い取ったときにはよいことであろうというふうな認識でやったんだと思えますけれども、今となっては大変なお荷物であるというふうな認識をしているわけございまして、近隣の所沢、狭山、入間等におきましても、ほとんど今ではこれを整理しているというふうな状況です。日高では土地開発公社にはほとんど手を出さないというふうなことで、近隣市の中でも本市が非常に劣悪な状態にあるというふうな認識でいるところでもありますので、これは議会の御協力もいただきながら、早く処分をするというのが大事なことであろうというふうに認識しているところであります。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

この土地開発公社で一時118億円ぐらいの長期債務が最高であったわけですが、そのときにいろいろと指摘があって、土地開発公社の健全化という指導を受けているわけですが、飯能市の場合には市がいろんな予算の説明をする、ほっとミーティングで説明なんかもしますと、民生費が伸びて財政が厳しいんだと。そういうこと、高齢化だとか、そこの辺が一番強調されるわけですが、それはどこの市町村でもそうです。飯能市の場合、高齢化が高いという部分も若干ありますけれども、やはり特殊な事情というか、飯能市の特殊な事情があるわけですから、そういう面で、ここの内かんの中でも指摘がありますけれども、適切な運営と同時に積極的な情報公開ということで、情報を公開していないというわけじゃないですが、そういう部分で、飯能市が今まで負の遺産というか、施策上の問題としてあったということもやっぱりしっかりと、市民の責任で財政が厳しくなったんだと、あるいは民生費というか、市民生活のために税金が使われたので苦しくなったというふうに言われているような形が特にほっとミーティングなんかの説明であるわけなので、そういう部分では、やはり今までの施策上の問題としての開発公社の問題だとか、そういういろいろ大規模の開発の部分も含めてですけれども、そういう部分もしっかりとしていく必要があると思うんですね。そうでないと、市民生活が萎縮していくような感じ、私はほっとミーティングでいつも出るとそんな感じを受けるので、そういう部分も含めてやはりしっかりと、問題は問題として市民の前に明らかにするべきじゃないかというふうに思うんです。

それと、ここで指摘がされているように、早くということですが、ちょうど私も思い浮かべると、内かんで不良債権化した土地を取得するようというの、ちょうど平岡レースの跡地の取得のときだとか、あるいは今、市の駐車場になっていますトーヨーサッシの跡地の取得のときなんかがあったのを思い出しますが、そういう不良債権化したところを市で、自治体で買いなさいという指導が出たときがありましたよね。そういう部分で、それを財政調整基金か何かで積み立てておいて買ったというのが私も思い出しますが、そういう部分で、やはり内かんで指摘がされていますけれども、その前にはそういう誘導もあったんじゃないかというふうに思うんです。

だから、そういう部分で、やっぱりしっかりと市として考えなきゃいけないと思うんですが、その辺のことも含めて、やはり市民生活の部分でしっかりと確保と、それと、健全化計画の中でのしっかりとしたことはやっていかなくちゃですけれども、そこもはっきりと明らかにすることと、その辺をしっかりとこれからの、特に市民説明のときにははっきり明らかにしていただきたいというふうに思うんですが、その辺についても一度お伺いしたい。

◎ 答弁 市長（沢辺瀨壱君）

私の方から、土地開発公社の状況をもっと市民の皆さんに明らかにというふうなことについてお答えをさせていただきますけれども、いろいろ、私が市長になった後のことについてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、また、

内かんというふうなものの特にとらわれなくて、当時、私が市長になったときには85億円のいわゆる債務保証があったわけです。それを区画整理等の買い戻しをしながら来て、それから駿河台大学に売ったのなんかを含めて、今、約で60億円ということでありまして、これを3つに分けると、山手町用地が約20億円、それから、その他いろいろ散らばっている用地がたくさんありますけれども、これが20億円、それから、山中が約20億円と、3つに分けられると思うんです。それで、これにつきましては、いわゆる入札で金利をやりました。そのときにはいろいろ制度上の利点と申しますか、そういうものがありましたので、これをうまく使いまして、一番安いときは0.017というような金利でやって、ほとんど1,000万円に満たない年間の金利で済んだというときがあります。

(省略)

土地開発公社の健全化の観点から申し上げれば、山手町用地も半分売って半分を利用しようというふうなことになるれば、大体今のお金で山手は話がつくわけですね。これはあくまでも土地開発公社の健全化の立場からと、視点からというふうに御理解いただきたいんですが、そういうことであります。あとは山中あたりも買い戻しをしないと、あそこもこれから何らかの計画を立てて早急に買い戻しをしていくのがいいというふうに思っていますし、それから、散らばっているいろんな土地も、民間に売れるものはどんどん売る、あるいはまた代替地として使えるものは積極的に使っていくというふうなことで、一日も早い処理をしていくというのが土地開発公社にとって大事なことでありまして、むだなお金を利子として払うというふうなことは、やっぱりこれはちょっとまずいというふうなことでありますので、今までは金利が安いから利子補給だけしていればいいやという感じがありましたけれども、今後はやはり売却を急がないと利子に負けてしまうと、こういうことが土地開発公社をめぐる大きな課題であるというふうに思っています。

これにつきましてはそういう状況でありますので、いわゆる飯能市における負の資産というふうなことでもありますので、それぞれ市にはプラスの資産もありますし、負の資産というのものもあるわけですが、そういうものについての説明をするということについては、私も折に触れてやっておりますけれども、プラスの資産とマイナスの資産合わせて飯能市の1つの大きな資金運用がなされるわけですので、そういう観点から土地開発公社については今後考えていきたいというふうに思っているところです。

◆ 質問 23番（金子敏江議員）

（省略）

そして、その開発公社が今59億円の借金があるわけですが、そのうちに先ほど来話が出ている山手町用地の関係が、これが22億円で、その次に大きいのが阿須の山中の土地が19億円ということですから、そうしますとかなり長期にわたってこの廃棄物の処理基金からの多額の貸し付けを行うということになっていくと思うんですね。そうなったときに廃棄物処理施設整備基金、これは目的があって基金を積んでいるわけですから、その施設整備にかかわる計画に影響が出るのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いします。

◎ 答弁 環境部長（清水潤次君）

現在のクリーンセンター、これにつきましては稼働してからかなり年数がたっておりまして、いろんな部分で老朽化が進んでおります。また、当初の見込みで見ましたごみ質等も変わっていきまして、稼働率にも影響しております。今年度、検討委員会を庁内で立ち上げて検討してまいっておりますが、その中では計画を立てて更新していく道を探っておりますが、この基金の取り崩しにつきましては重要な財源でありますので、時を得たところで使用させていただきたいと思っておりますが、今この時点でわかっております段階ですと、計画を立てて実際に工事を行ってその施設が稼働するまでに7年から8年かかるというようなことがあります。その辺も見込みますと、近いうちに今の基金のお金を取り崩してということは、ちょっと先になると思っております。

◆ 質問 23番（金子敏江議員）

（省略）

この山手町用地の土地のほかに、あと1つ大きな山中の土地があるわけですが、この山中の土地についての、相当先になるだろうとは思いますが、何か将来的な検討があるのかどうか、その点についてお聞きしておきたいと思っております。

◎ 答弁 総合政策部長（島田利二君）

山中用地につきましても重要な問題でございますので、今後検討してまいります。

◆ 6番（滝沢修議員）

それでは、一般会計の決算で何点か。決算というものは、決算を審査しながら来年度に向けていくと、来年度予算にも反映させるという意味もありまして決算特別委員会開催ということもあります。私のほうから、19年度の主要な施策の成果説明書、これの中から現状をお聞きしながら、そして今後の課題といいますか、今後どう展開していくのか、この点について何点かお伺いをしたいと思います。

（省略）

それと、ここに土地開発公社の補助事業ということで利子補給があります。山手町用地については今用地取得をしながら利用方法を考えているという状況になっておりますけれども、山中の土地についても、これは山手町用地が終わってからのことなのかと思いますけれども、買い戻すというようなお考えもあるということをお聞きしておりますので、山中の土地についてお伺いをしておきます。

（省略）

◎ 総合政策部長（島田利二君）

私からは、公社所有の山中の土地についてお答えいたします。こちらにつきましては現在土地利用等検討中ございまして、まだ方針が出ておりませんので、よろしくお願いたします。

◆ 質問 22番（佐野春雄議員）

山中土地に代表されますような半ば売るに売れない、利用するに利用できないというような、私たちは塩漬けの土地と呼んでおるんですけれども、その塩漬け土地、特に通称山中土地、この処分については、短期、長期で新たな方策が打ち出されつつあるのか、伺っておきます。

私も土地開発公社の理事をしていたときがあるんですけれども、一生懸命発言はさせていただきました。理事をやめても一般質問では特に山中塩漬け土地についての有効利用ということについては、何度もいろいろな提案をさせていただいたんですが、例えば市営墓地を建設したらどうか、塩漬け土地を宝の山に変える花木の山にしたらどうか、公園みたいなものなんですけれども、そんな形で市で買い取ったらいいんじゃないかと提案したんですが、執行部は検討してみますという回答はいただきながら、実際、どれだけ話し合い、議論を詰められたのか定かではありません。何か新しい方策が出てきたのか、お聞きをいたします。

◎ 答弁 市長（沢辺滯彦君）

（省略）

2つ目は、阿須の山中でございますが、こちらの価格は19億4,657万円でございます。これの利用についていろいろ御提案もいただいて、佐野議員からもいただいているところでもございますけれども、これは私の個人的な私案でございますけれども、できるだけ設備費をかけない、管理費をかけない、そうした事業というものを立ち上げて、これの買い取りを早くしたい。買い取りをしても、事業がないと買えないわけでございますが、事業そのものにできるだけ金をかけないような自然公園的なものとして買い戻しを早急に行いたいというふうに考えているところでございますが、これは5筆に分かれておりますので、お金の都合がつき次第、順次買い戻しを進めていくという方法がいいのではないかとというふうに思っているところでございます。

3つ目は、その他でございますけれども、13件の土地がございまして、その中で大きいものは阿須運動公園拡張用地ということで、阿須山の山の中でございます。こちらは帳簿価格2億9,881万円でございまして、こちらにつきましては、隣の入間市と接しているところでございますが、入間市で既に緑のトラスト6号地ということで買い取りを進めておりますから、これらと整合性のある形での土地利用ということで買い取りを進めたらいいというふうに考えているところでもございます。

◆ 質問 22番（佐野春雄議員）

（省略）

最後ですけれども、土地利用として通告させていただきました。これは前回もちょっと触れたんですが、前は塩濱け土地となっている山中の土地開発公社が持っている土地なんですが、そこを長期的にどうするんだということを市長に質問したときに、市長が公園としての利用構想を持っているんだということを言われたので、そのことをちょっとお話しいただきたい。

もう1つは、同じ土地開発公社なので、山手町用地のことについても、その後代替地はどうなるのか……。

（「一問一答です」という者あり）

ごめんなさい。じゃあ、まずはその山中土地の公園構想ですね。

◎ 答弁 市長（沢辺滯彦君）

山中につきましては、全部で17万ヘクタールで5筆でありまして、ここをどうするかというのが大きな課題になっております。今、土地開発公社につきましては山手町用地とこの山中と、それから松葉、その他というふうに大体3つに分けられると思いますが、山手町はおかげさまでだんだん詰まってきました。その次はやはり山中だと思うんですが、ここは何かをつくるといっても、また買い戻してつくるためにお金をかけるということは余りできないという考え方でいるところでございます。したがって、ここは早く買い戻しをしたいということと、あとはその後、買い戻した施設については余りお金をかけないものでやりたいと思っているわけでございます。そういったしますと、現状を余りいじくらないで、山林の体験ですとか、そういうものができるような公園がいいのではないかとこの構想を今持っているところであります。また、この買い戻しにつきましては、今山手町に限定してあります基金についても、こうした全体的に使えるようなものに改めていけたらなと思っています。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

第3号議案の「山手町用地の取得基金の改正」ということで、今度は土地開発公社の所有地を取得するための基金という形で、目的が変わるわけですが、名称が変わりまして。この基金が設置されたのは、山手町の用地を取得するために24億円の簿価を取得しようということ、この3年間で18億円積み立ててきたわけですが、ここでやっと買い戻す見通しができたということがあります。その辺で、この基金の目的が、山手町用地を取得した残りを、今度はほかの土地開発公社の用地も取得できるように積み立てておくということになるわけですが、この前の全協の説明では、山手町の用地が12億円ぐらいの基金の取り崩しだけで済むということで、6億円ぐらいをこの基金に積み立てるといふことのようにもなっていますが、まず目的と、目的がほかのもの全部に該当するののかということと、あと期間ですね。期間は、全部取得するためにこの期間を設置しておくのかどうか。それと、額の問題で、今言った6億円を積み立てて、それは積み増していくという考え方なのかどうかということなんです。

それと、山手町用地以外の取得の、ほかにもまだ、それを取得しても40億円程度あるわけですが、その辺の見通しとして、将来買い戻さなきゃならないということはありませんけれども、とりあえずここで松葉の用地を買い戻すとかいうのが、幾つか具体的なものもありますけれども、その辺の見通しというものがどの程度になっているのかということですね。

（省略）

◎ 答弁 総合政策部長（島田利二君）

まず1点目の、対象は全部の土地かということですが、59億円、今、土地開発公社は土地を持っておりますけれども、そのうち公社が処分する部分を除きまして、市が買い戻す分についてはすべてを対象としていきたい。額にもよりますが、対象にして、その財源として使えたらということ考えております。

この基金の期間でございますが、特にいつまでということ考えてはおりません。

それから、6億円すべてを対象とするかということですが、こちらは6億円すべて土地の買い戻しに充てたいということでございます。

今後の見通しということで、買い戻しですが、21年度当初予算で松葉の用地の買い戻しをお願いしておりますが、そのほか山中の用地をできるだけ早い時期に、部分的にでも買い戻しができたらということ考えております。

それから、土地開発基金との関係ですが、こちらは、特にこの基金との兼ね合いといいますか、そういうものは考えておりませんが、予算に間に合わないような形で緊急に土地を取得しなければならないような場合に、土地開発基金を利用しているというところでございます。

（省略）

◆ 質問 16番（佐野春雄議員）

（省略）

それから、私のほうからは、この公社の内容については1点、例の山中の土地ですけれども、以前、公園の用地として分筆してでもそろそろ市のほうで買い上げていく、そのような措置もとれるんじゃないかというようなうれしいニュースを聞いたんですけれども、その後の進展、21年度にそのような線引きというんですか、新たな分筆で買い戻すようなことが行われそうなのか、そんなことも踏まえてお聞きをいたします。

◎ 答弁 副市長（本橋憲一郎君）

（省略）

2点目の山中の土地の取得についてでございますけれども、私どものほうでは、当面山手町の用地を買い戻すことに全力を挙げたいというふうに思っておりますので、山中の土地につきましては、第2次的に少し検討させていただきたいというふうに思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

◆ 質問 8番（新井巧議員）

（省略）

今、佐野議員から山中の話もありましたけれども、阿須運動公園の拡張用地の半端になった部分7.7ヘクタール、山中は1.7ヘクタール、両方合わせて2.3億円とここに示してありますけれども、残った部分の大変な状況があるわけですが、今言った21年までの健全化計画と、今後の計画というのがどういうふうになっていくのかという見通しについてだけお伺いしたいと思います。

◎ 答弁 総合政策部長（青木茂君）

（省略）

山手の買い戻しを21年にするか、22年にするかということですが、21年ということで、健全化計画の目標はどうかできるというふうに考えております。

申しわけございません。ちょっと違った言い方をしてしまいました。22年度が目標年度というふうに考えております。買い戻しにつきましては、22年という形で目標は達成するという認識で現在おります。

◎ 答弁 副市長（本橋憲一郎君）

私のほうからお答えしますが、現在、健全化計画を立ててございますので、基本的にはその計画に沿って整理をしていきたいというふうに思っております。ただ、現在では、先ほど申し上げましたように山手町用地の処分を最優先に取り組んでいるところでございまして、これの買い戻しをすることによって、当面健全化の指標でございます標準財政規模の25%以内というようなところでは目標が達成できるように考えております。ただ、その後につきましては、健全化計画に沿って整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

健全化計画につきましても年度がございますので、また適宜見直しながら、その後についても健全化を適正に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

◆ 質問 8 番（新井巧議員）

（省略）

2つ目は基金の関係で、土地開発公社の用地取得の基金1億円で、ここで補正でまた1億円の追加でありますけれども、それとあわせて同じような土地開発基金の関係、開発基金ですね。これ、現金が8億円で、土地の持っているものが約2億円ということで合わせて10億円でありますけれども、ここで土地開発公社の債務も大分努力で減ってきたわけですから、その市の努力と、市民が我慢をするという状況もあってここまで下がってきて、33億円の債務保証限度額というふうにここで設定をするわけですから、そういう状況の中で、これから土地開発公社の健全化の計画も今年度で終わりですし、今後土地開発公社をどういうふうに考えていくのか、あるいは土地開発公社の基金の関係と土地開発基金の関係、同じような性格のものというふうに思うんですが、その辺でこの基金の扱いをどう考えていくか、使い分けをしていくかということでお伺いをしたいと思うんですが、その中では山手町用地の用地を取得した部分の代替地等については、これは土地開発基金という扱いでの取得というか、保有というふうになるんじゃないかという気もするんですが、その辺についてお伺いしたい。

（省略）

◎ 答弁 総務部長（島田利二君）

土地開発公社の関係でお答えいたします。土地開発公社の現況でございますけれども、それと今後の考え方というおたがしでございます。

現在、土地開発公社、10件の土地を所有しております。簿価にしまして30億円を超える土地をまだ所有しております。一番大きなものは公共用地の山中でございます。19億円程度の土地を所有しているところございます。

土地開発公社の用地取得基金、この基金等の財源を確保しながら買い戻しを進めるとともに、民間への処分予定地については随時努力していきたいというふうに考えております。

それから、山手町用地の代替地の取得でございますけれども、財源につきましては、今後の検討ということになると思っておりますけれども、こちらに土地開発基金を充てるということは今のところ考えておりません。

それから、土地開発基金と土地開発公社の用地取得基金につきましては、同じ性質のものというふうには我々のほうは考えていないところでございます。

◆ 質問 18番（加涌弘貴議員）

（省略）

今後の課題は、平成28年に稼働予定のクリーンセンターの建てかえ計画により、廃棄物処理施設整備基金の取り崩しが主となってまいります。市中借り入れの場合、一般会計からの全額利子補給で、利率によっては財政を圧迫する可能性もあります。新規の土地購入は凍結中、保有土地の管理、民間への売却と市による買い戻しが現在事業の中心であります。地価下落と資金不足のため、思うように進んでおりません。そこで、方針が明らかにされていない所有土地のうち、候補用地、山中の利用計画についてはいかがでしょうか。簿価19億4,657万円で、全所有地10カ所の簿価合計の34億8,210万円のうち、半分以上を占めております。東電からの高架線の線下補償料収入年間280万円は安定した収入でありますけれども、土地利用も制約されると思います。いかがでしょうか。お伺いいたします。

◎ 答弁 総務部長（島田利二君）

まず土地開発公社の存在意義でございますけれども、現在の社会情勢等、地価が下落し、先に買ったほうが有利だというような先行取得の意味が薄れてきている状況を考えますと、存在意義は以前と比べれば薄くなっているというふうに感じております。

それから、基金からの借り入れができないようになりますと、金融機関からの借り入れということで、多額の利子の支払いというようなことにもなってまいります。所有しております山中の土地につきましても、この処理につきましても今後の大きな課題であろうというふうに考えております。

◆ 質問 18番（加涌弘貴議員）

土地開発公社所有地取得基金でございますけれども、22年度末で1億3,500万円。本年度当初予算で基金の積み立て金はわずか81万6,000円。これは利息だそうであります。厳しい財政状況下でありますけれども、さらに積立金をふやしていきませんか、今言いました山中の土地は、これはちょっとなかなか売却ができないかなと思います。約20億円。仮に1億円ずつ積み立てても20年、2億円ずつ積み立てていると10年、このぐらいの期間がかかるというふうに思うところでありますけれども、この行革の観点から、ぜひこういった積立金を積みまして、将来的には土地開発公社を廃止すると、そういう方向性を今後行政会議等で検討していただきたいというふうに思いますので。これは要望とさせていただきます。時間があればもっと聞きたいんですけれども、時間がありませんので、この程度にさせていただきます。

◆ 質問 12番（加藤由貴夫議員）

地区画整理事業につきましては、久下、中山の土地区画整理事業、そして今の緑町、栄町ですか。時代がそれよりちょっと前で、そこら辺が第1世代、第2世代ぐらいだと思いますけれども、今回岩沢南北は面整備から線整備へと都市計画に基づいての事業を進めていただいていると思います。とりわけこの230億円の財源が見直されたということを大きく評価させていただきます。

次に、土地開発公社の健全化と山手町用地の買い戻しとその利用。市長が就任されました、土地開発公社の債務負担は85億円に上っておりました。その後、健全化団体に指定され、急務であった健全化に取り組み、その結果、債務負担額は33億円まで縮小されました。このように健全化をして指定解除にまでこぎつけた成果を大きく評価させていただきます。

また、山手町用地は24億円という多額の土地代を工面して開発公社から買い戻し、いよいよ図書館と総合保育施設に利用できるようになりました。これも飯能市にとって土地開発公社の大きな債務があったわけですが、この一連の流れについて感想をお聞かせください。

◎ 答弁 市長（沢辺瀬彦君）

（省略）

それともう1つは、市役所で土地を買うときには必要なときに買うと。安いものがあるから、出物があるから買っておくとかというふうなことは、結局は高くつくというふうなことを思います。ですから、必要なときに高いように見えても、そのときの相場に必要な土地を買うというのが、やはりこれから私も次の市役所の人たちに教訓として残しておきたいなというふうに思っているところでございます。

今後の方向性については、やはりまだ相当な残が33億円あるわけですが、土地開発公社所有が10カ所、その中でやはり山中の用地が大きな課題になっていますので、これをどうするかと。この利用計画を立てることによって、土地開発公社のさらに債務を減らすことができるのではないかというふうに思っています。

◆ 質問 16番（佐野春雄議員）

（省略）

さて、4番目の山中土地の利用について、と通告をさせていただきました。これは前回の、加藤議員が公社の問題を取り上げて、土地開発公社はいよいよ役目を終えたんじゃないかという提言がございました。市長もそれに答えて役目は終わったんじゃないかというように、私もそのようにとらえて市長の答弁をお聞きしておったんですけども、きょう私、ここに通告したのは、要は市長、確かに役目を終えたと思うんですが、いよいよそのクローズの仕方ですね。閉じるためのどんな方策があるのかということをお聞きしたかったわけなんです。それについてはやはり、土地開発公社の持っているものを市で買い取る、買い戻すというんですか、そういうことが最終的には必要なことなのかなとは思っているんですが、そのためには一番大きな塩漬け土地の山中土地ですけども、まずああいうところの利用目的とか買い取りの意思というんですか、構想をはっきりさせて、そこから崩していかないとなかなかクローズできないんじゃないかとは思っているんですが、私も過去にはこの山中土地についてはさまざまな提案をさせていただきました。花木の公園にしたらどうかとか、あるいは1年に何百基か開発する市営墓地の計画などをずっと訴えさせていただいて、あそこを憩いの、飯能市は憩いのまちだというふうな形で、安らぎの里とでも言っているんでしょうか、市営墓地開発なんかどうでしょうかと言ったんですが、なかなか意見の一致は見なくてそのままであります。それはそれで結構ですけども、市長が以前におっしゃいました、そこの買い取りをしたいと言われたときに、あそこ、自然公園ということで何か買い戻せないかということと言われたのをちょっと記憶に残っているんですが、そのような構想は今もお持ちなのか、まずお聞きをいたしたいと思います。

◎ 答弁 市長（沢辺滯彦君）

（省略）

したがいまして、もう1つは今までのように金をためて少しずつ買い戻していくという方法になるかと思えます。おかげさまで現在、32億円の借り入れということになっているわけでごさいます、これを今後処分していくということになりますと、そのうちの約20億円が山中であります。これは簿価がそういうことで、時価としてはほとんど幾らかわからないという金額です。山中をまず解決していくことがこの土地開発公社を整理するために一番大事だというふうに思っています。そのほかまだ10億円ぐらいの土地が点在をしているわけですが、こちらは折に触れながら、売り払っていきながら整理をしていくと、こんなことになるかと思えます。

山中の20億円というものについては今後どうするかということですが、自然公園という話は、要するに計画がないと市は買えないわけですから、とりあえずそういう計画を立てて買い戻す計画をしよう。あそこは3筆に分かれていますから、お金がたまったら1筆ずつ買って、20億円をいつの日か買い戻しをするというふうな構想です。なぜ自然公園かということ、自然公園ならお金をかけない

で、ただちょっと道をつくって、これが公園ですよという形のもので解決を
と。ここに買い戻した後、また何か施設をするとすると、これはそのためのお金
が極めてかかるわけですから、それはやらないで、一番お金のかからない方法
は、名目自然公園、実質そのままという感じの、そういうことで自然公園とい
ふようなことを申し上げております。

◆ 質問 6番（滝沢修議員）

（省略）

山中の土地についての今後の利用をどう考えているのか、という点でお伺いしておきます。森林公園だとか樹林墓地等、活用はいかがということでありますけれども、飯能市の土地開発公社の土地、阿須地内にあります山中の土地、17ヘクタール、広大な山でありまして、いまだに未利用であります。全く放置されているという状況ではもったいない話でありますけれども、今までも多くの議員から活用法がありました。霊園にというお話もありましたけれども、まずこの土地について活用をどうするのかお伺いしておきたいと思っております。簿価の状況についても今後の状況をお伺いしておきます。

◎ 答弁 市長（沢辺滯彦君）

土地開発公社の関係についてはたびたびお話をさせていただきましたが、現在、おかげさまで簿価で約35億円までこの負債を縮小してきたところです。この中で一番大きいのが山中の土地で、19億5,000万円の簿価ということになっています。これについては、買い戻しをするということになれば事業計画がないとだめだと。事業計画を立てるに当たりましては、この事業にまた金をかけるようなものをしては意味がないということでありますので、ほとんどお金をかけないで自然公園というようなことにしておくということがいいのではないかとこのように思っています。また、墓地にどうかということですが、墓地はまた条例もありまして、ここを墓地にするということは極めて難しい状況にあるというふうに思っています。

◆ 質問 6番（滝沢修議員）

墓地は難しいという状況でありますけれども、活用するという意味では、御存じのように霊園の関係も大分報道されておりましたので、ひとつ御参考にしながらお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

◆ 質問 9 番（金子敏江議員）

一般会計の補正予算の中にも出てきましたけれども、阿須の山中の土地ですね。この面積、今回取得する面積が書かれていますけれども、その取得金額2億円ということで提案されているわけです。最後まで残っている阿須の山中の土地の処分ということの方向性が見えてきたのかなというところなんですけれども、全体としてどのような計画で進めていくのか、そして、なぜこの時期の提案なのかということをお伺いしておきたいと思えます。

そして、解散に当たってどういうふうな返済、買い取りの方法をしていこうかというような議論も、この間、議会の中でもされてきたわけですが、その辺のことで、なるべく利率の低いものですね、そういうもので対応してきているんだと思うんですけれども、どのような債権を運用してというようなことで具体的にされるのか、その中身についてお伺いをしていきたいと思えます。

1回目の今の質疑とも重なるんですけれども、これからずっとこれを全て買い取りをして回収していくまでの全体としての計画、その辺のところがあれば答弁をお願いしたいと思います。

◎ 答弁 総務部長（島田利二君）

まず、この山中の土地につきましては、10年計画で大体2億円ずつ土地を持ち分の割合で登記を進めて分筆して、持ち分の割合で取得してまいります。約10年間の予定でございます。その間に、公社では今10件の土地を持っておりますけれども、そのうちの7件について公社が民間への売却を進めていくという方針で進めていくこととなっております。

全体的な計画ですけれども、平成33年までに土地を処分いたしまして、34年度に議決等の解散の手続を進めていくということで計画しております。

それから、なぜこの時期にというお話でございます。当初、三セク債を使って一括で借り入れてというようなことでも進めておりましたけれども、この三セク債につきましては、国のほうの借り入れの条件というもののとの整合、合わなかったところもございまして、そんな中で、県からこのふるさと創造貸付金についての利用はどうだというお話がございました。それを受けまして、ここでふるさと創造貸付金を受けて10年間で対応していこうというようなことで、今ここで提案をさせていただいた状況でございます。

解散に向けての方向性ということですが、平成34年度を目途に解散に向けて進めていきたいということでございます。

◆ 討論 8番（新井巧議員）

議案第33号「財産の取得について」反対の討論を行います。

この議案は、土地開発公社所有の阿須山中の土地、約17万平方メートルのうち、持ち分17万162分の1万5,088を取得しようとするものであります。委員会での質疑では、土地開発公社の解散に向けて10年間で買い戻しをすること。取得後の使用目的は、現時点では特別な構想もなく、自然公園的にそのまま残して、10年間の中で検討するというものであります。土地開発公社が当初明確な使用目的がなく取得したことに、結果的に多額の費用が使われてしまうことは大変残念であるとの釈明はあったものの、土地開発公社の債務をなくして解散することが必要だからといって、使用目的もない土地を補正予算と当初予算で3億円、総額で約20億円もかけて買い戻していくことは、市民が納得できるものでしょうか。この買い戻しの財源として、埼玉県ふるさと創造貸付金を活用するとしていますが、この資金は公共施設、または公用施設の整備事業について貸し付けとなっております、そのままの状態でも10年間も放置しておくものへの貸し付けが適当であるかどうかは疑問であります。土地開発公社の債務をなくしていくことは必要であります、取得目的と将来構想を示して、市民への丁寧で納得がいく説明が必要ではないでしょうか。それがなくまま20億円もの土地を取得しようとしていくことは、認められるものではありません。以上を申し上げて、反対討論といたします。

◆ 討論 20番（野田直人議員）

議案第33号「財産の取得について」、賛成の立場で討論を行います。

ただいま新井巧議員より、阿須山中の土地の買い戻しについて、具体的な利用構想が示されていないという趣旨の反対討論がありました。阿須山中の土地については、市からの依頼を受けて、公社が平成3年に取得した時点で利用目的は自然公園用地となっており、その後の一般質問での市長答弁も、自然公園としての利用目的は変わっていないとのことであります。このため、利用目的は自然公園とはっきりしており、具体的な構想については、全ての所有権が飯能市に移り、事業が実施できるまでにまだ時間も残り、今後十分検討して決めていけばよいと考えます。

以上のことから、本案について賛成するものであります。懸案であった土地開発公社の解散に向けた経営健全化計画に基づいた取得であり、全議員に本案への賛成をお願いして、賛成の立場での討論といたします。

◆ 質問 8 番（金子敏江議員）

それでは、認定第1号について、反対の立場から主なものを7点述べて討論を行います。

（省略）

平成24年度に初めて土地開発公社所有地取得事業土地購入費2億円が支出されたことでもあります。この支出は公社が所有する阿須山中の土地、約17万平米のうち、持ち分17万162分の1万5,088を取得したものであります。簿価20億円を毎年2億円ずつ埼玉県ふるさと創造貸付金を使って10年間払い続けて買い戻す。同時に10年後、平成34年をめどに公社の解散に向けて取り組んでいくという説明でありました。問題は取得目的がはっきりしないことでもあります。現時点では特別な構想はなく、自然公園にそのまま残して10年間の中で検討すると言っています。市は当初、土地開発公社が明確な使用目的がなく取得したことに、結果的に多額の費用が使われてしまうことは大変残念であるという釈明をしました。しかし、土地開発公社の債務をなくして解散することが必要だとしても、使用目的のない土地の取得は認めるわけにはいきません。さらに埼玉県ふるさと創造貸付金の活用は、公共施設、または公共施設の整備事業について貸し付けとなっており、買い戻しまで10年を要し、その間放置しておくものへの貸し付けが適当とは考えられません。市民の納得と理解が得られるよう明確な事業計画をつくり、市民に説明すべきであります。

◆ 質問 8 番（金子敏江議員）

（省略）

次に、16ページの公共用地の先行取得等の事業債のほうですけれども、これが今回補正で1億円で、この平成25年度は2億円ということになるわけですね。それで、これは平成24年度の3月議会、平成25年、昨年3月議会で初めて出てきたわけですが、このときに2億円を補正して、今回また2億円と。そして、平成26年の当初でも2億円を予定しているわけですけれども、そういう中でこの開発公社からの買い戻しについては明確な事業計画がなければ、これはいつまでもこの借金を放っておくわけにもいかないし、買い戻すに当たって明確な事業計画がなければならぬだろうということで私たちも指摘をしてきたわけなんです。そういう中で、ここで4億円の面積を買い戻すという形になるんですけれども、この指摘に対して具体的な計画の検討がされているのかどうかお伺いしておきたいと思います。

◎ 答弁 総合政策部長（天野貞治君）

土地開発公社所有地の買い戻しの関係でございます事業計画について、検討しているかというおたしでございまして。これはまずは平成33年度まででこの山中の土地を買い戻していくというのが計画の1つの大きな目標でございます。それで、この買い戻しに当たっては事業計画を伴わないとこれはいけませんので、これにつきましても検討していくというような方針であります。

◆ 質問 8 番（金子敏江議員）

（省略）

それから、土地の関係なんですけれども、これは買い戻していくということで、今ちょっと検討が始まっているということなんですか。そのあたりですね。買い戻すことが最初の目的だと。そして、それから事業計画は考えるんだということではなくて、非常に厳しく自治体が買い戻しをする場合の規定というものがあるわけなので、それはしっかり実施をしなければならないだろうと思うんですね。それで今、検討を始めているのかどうかちょっとはつきりしませんでしたので、その点についてもう一度お願いいたします。

◎ 答弁 総合政策部長（天野貞治君）

山中の土地の利用計画でございますけれども、現在のところまだ検討は始まっておりません。今後検討してまいります。

◆ 質問 18番（野田直人議員）

確かにいろいろな規制をクリアしなければ設置はできないわけですが、市が所有し、現在利用されていない土地や山林などがあると思います。そのような土地についてソーラーシステムの設置の可能性を検証するというものであります。

私が頭に浮かんだだけで幾つかの土地があります。メガソーラー全システムを早急に設置していくべきであると思っておりますのでお伺いしますが、まず広大な土地で今利用がされていない土地では、阿須の土地開発公社が所有している山中の土地が頭に浮かびます。この土地は約17ヘクタールあると思っておりますが、この土地の利用についてはいかがですか。

◎ 答弁 産業環境部長（渡辺良孝君）

おただしの山中の山林につきましては、確かに広大な面積の山林でございます。この土地につきましては北斜面ということがございますので、一番の問題といたしましては日照時間がどれだけとれるかということだと思っております。また、相当大きな太い木もございます。伐採などを行うこととなりますので、事業者の採算に見合うものかどうかということが課題であると考えております。

◆ 質問 18番（野田直人議員）

わかりました。広大な土地であっても事業者としては採算がということがありますので、そのあたりがクリアできればということでありました。

（省略）

◆ 質問 4 番（野口和彦議員）

（省略）

4 市有地の活用について、お伺いいたします。

現在、土地開発公社より取得している阿須山中の土地についてですが、総額14億4,000万円、現在でも年間2億円のコストをいまだにかけて取得している阿須山中の土地、これをどのように活用していく計画なのかをお伺いしたいと思います。理由はどうあれ多額の資金を投じて取得をしているわけですので、費用対効果を最大限に生かした計画があつてしかるべきと考えます。万が一取得後の計画がないようであれば、これは大変な問題だと思います。現状の具体的な計画をお伺いいたします。

◎ 答弁 財務部長（島崎富美男君）

私からは、4 市有地の活用について、阿須山中の土地活用について、につきまして、御答弁申し上げます。

平成24年度に作成いたしました飯能市土地開発公社の経営健全化計画によりまして、土地開発公社は平成34年度の解散を目途とする方針を示し、阿須山中の土地につきましては埼玉県ふるさと創造貸付資金を活用し、平成24年度から平成33年度の10年間で、市が持ち分取得にて買い戻しを行っているところでございます。

おただしのありました土地の活用につきましては、現在のところ具体的なことは決まっておりません。今は土地開発公社の解散に向けまして、土地の買い戻しに鋭意取り組んでいるところでございます。今後、余り費用をかけない事業でこの土地の活用方法を検討してまいりたいと考えてございます。何かよい活用方法等がございましたら今後の参考にしていきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

◆ 質問 4 番（野口和彦議員）

（省略）

それと、最後に阿須山中の土地の部分なんですけれども、実はあそこに日本中からお客さんが訪れる施設があるのを御存じでしょうか。実は私、現地へ行きましたら、ラジコンのサーキット場を民間の方がやられているんですけれども、非常に整備されていていいところなんです。1つ提案として、若者が集えるような場所として、例えばラジコンサーキット場をさらにオフロードにして拡張してみたりだとか、あとはスケートボードをやるパーク、割と私の知り合いでもそういう場所がないと困っている若者たちがいるので、そういうパークを整備したりですとか、あとはモトクロスなんかもできるようなサーキット場だとか、本当に山の中なので、音を出しても思い切り暴れても、そういう遊べるような、若者が集えるような場所もいいんじゃないかなと。自然破壊なんていうのもちょっと聞こえてきましたけれども、その辺も配慮しながら、自然と一体化したものというのはつくれると思いますので、そういう発想もよろしいかと思ひます。

（省略）

◆ 質問 5 番（滝沢修議員）

（省略）

それでは、認定第1号「平成25年度飯能市一般会計歳入歳出決算の認定について」、日本共産党を代表して反対の討論を行います。

（省略）

土地開発公社所有地取得事業、土地購入費2億円が支出されたことあります。平成24年度から引き続き行われ、この支出は公社が所有する阿須山中の土地、約17万平方メートルのうち、持ち分17万162分の3万176を取得しました。簿価20億円を、毎年2億円ずつ埼玉県ふるさと創造貸付金を使って10年間払い続けて買い戻す。同時に10年後、平成34年をめどに公社の解散に向けて取り組んでいくことになるわけでありましてけれども、問題は取得目的がはっきりしていないことでもあります。現時点では特別な構想はなく、自然公園にそのまま残して今後検討するとしています。しかし、土地開発公社の債務をなくして解散することが必要だとしても、使用目的のない土地の取得を認めるわけにはいきません。さらに埼玉県ふるさと創造貸付金の活用は公共施設、または公共施設の整備事業についての貸し付けとなっており、貸し戻しまで10年を要し、その間、放置しておくものへの貸し付けが適当とは言えません。市民の納得と理解が得られるような明確な事業計画をつくり、市民に対して説明責任を果たすべきであります。

（省略）

◆ 討論 7番（新井巧議員）

それでは、議案第33号「財産の取得について」、反対の立場で討論を行います。

平成24年度から阿須山中の土地開発公社用地、17万162平方メートルを10年間で約20億円で取得することとし、毎年2億円ずつ買い進め、今回は3回目の取得となります。委員会での答弁では、土地開発公社解散に向け、当面は取得後の利用計画はないが、買い進めるというものでありました。確かに土地開発公社の負債を抱えたまま、利息を膨らませることを放置しておくことはできません。しかし、なぜこういう事態を招いたのか。バブル時期の先行取得だったと言っても、県内、近隣市ではない異常な土地の買いあさが進められ、最高時の債務は約112億円にも上りました。国から健全化団体として指定され、経営改善計画の作成まで指導されることになったわけであります。その経過やほとんど利用できないような土地、17ヘクタールの阿須山中の土地を16億円で自然公園という名目で取得したいきさつなど、行政として総括することが必要ではないでしょうか。

同時に平成24年度補正予算で用地取得を開始してから丸3年、平成27年度は4年目になるのに、取得後の利用構想くらい示す必要があるのではないのでしょうか。それらをしないまま土地開発公社の債務を減らすため、公社の解散に向けてやむを得ない、利用については10年間で取得した後に検討すると、20億円の土地開発公社の債務を減らすために一般会計で新たに20億円の借金をして、利用目的もない17ヘクタールの土地を買うことに市民の納得が得られるのでしょうか。買い戻しの財源として埼玉県ふるさと創造貸付金を活用するわけですが、この資金は公共施設、または公共施設の整備事業について貸し付けるものとなっており、市民生活に密着した事業を犠牲にしてのものであります。このような議案に賛成するとしたら、議員にもこうしたことへの説明責任が求められてくるのではないのでしょうか。市民に納得のいく説明と市民参加で利用方法を検討することを求めて、反対討論といたします。

◆ 討論 19番（武藤文夫議員）

議案第33号「財産の取得について」、賛成の立場から討論を行います。

ただいま新井議員から阿須山中の買い戻しについて、具体的な利用構想が示されていないという趣旨の反対討論がありました。ただいま討論の中にも出てきておりましたが、この阿須山中の土地については市からの依頼を受けて開発公社が平成3年、平成4年にわたり取得が行われ、取得の時点で説明等においては利用目的が自然公園という形で説明をなされておりました。現在もこの取得目的については変わっていないと認識をしているところでもございます。

この土地の買い戻しについては平成24年度から開始されまして、今年度でたしか3回目の議案上程ではなかったかと認識しているところでございます。平成33年度までの10年間で買い戻しを行っていくものであり、具体的な利用構想については、今後さらに取得をしていく中で十分検討して決めていければよいのではないかと考えている一人でもあります。また、議会としても、私はこれらに

ついて何らかの対応を検討すべき段階に来ているのかなということも感じているところでございます。

また、長年懸案でありました開発公社の解散の関係でございますが、平成24年度に土地開発公社の経営健全化計画が作成され、開発公社の理事会、また全員協議会等で報告を受けたところでもございます。この計画に基づいて進められて取得をしていると理解しているところでございます。また、この山中の土地以外の開発公社が保有する土地についても、市が買い戻しをする土地と、また開発公社が公売によって土地を処分していく計画についても現在進めている状況ではないでしょうか。平成34年度の解散に向け、着実に進捗していることを評価している一人でもあります。

以上のことから、賛成の立場での討論にかえさせていただきます。議員諸公の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

◆ 討論 5番（滝沢修議員）

（省略）

2点目には財産取得の問題であります。平成24年度から阿須山中の土地開発公社用地を10年間で20億円で取得することにして、毎年2億円ずつ買い進め、4年目となっております。しかし、取得目的はいまだに明確なものではなく、検討すら行おうとしておりません。目的は20億円の土地開発公社の債務を減らすために新たに20億円の借金をして、目的も利用価値もない17ヘクタールの土地を買うということで、これで市民に説明ができるでしょうか。認められるものではありません。

（省略）

◆ 討論 4番（野口和彦議員）

私からは、議案第34号「平成27年度飯能市一般会計予算（案）」に賛成の立場で討論を行います。

平成27年度一般会計予算（案）は285億円で、前年度より5億円の増となったものであります。大久保市政となって2回目の予算編成であり、市政運営の3本柱として掲げた、行政を変える、暮らしを豊かにする、飯能市を売り込むための施策の推進、本市の最重要課題である人口問題対策、地方創生に関する予算を最優先に編成しております。

（省略）

次に、阿須山中の買い戻しについて利用目的が明確ではない、10年間で20億円の税金を投じる以上、使用目的を明らかにすべきというような内容がありましたが、阿須山中の土地の利用目的については取得の時点で自然公園となっており、現在も変わらないと私は認識しています。このため、利用目的は自然公園とはっきりしていることから、反対の理由にはならないと考えているところであります。

平成27年第3回定例会（9月29日）・質疑

◆ 質問 6番（山田利子議員）

それでは、認定第1号「平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定について」、日本共産党市議団を代表して反対討論を行います。

（省略）

5つ目に、飯能市土地開発公社が所有する阿須山中の土地の買い戻しのための2億円の支出です。これもこの間、指摘してきたことでもあります。10年間で20億円を県のふるさと創造資金を借りて買い戻しする事業ですが、平成26年度で6億円。市は自然公園と言っておりますが、それ以上の計画はなく、とても市民が納得するような事業ではありません。

（省略）

◆ 討論 18番（野田直人議員）

議長のお許しをいただきましたので、認定第1号「平成26年度飯能市一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をいたします。

（省略）

5番目として、土地開発公社の阿須の土地買い戻しについて、利用目的は自然公園と言っているが、10年間で20億円の税金を投じる必要はないのではないかと反対討論があり、この土地の利用目的については取得の時点で自然公園とされており、現在も変わっていないものであるわけでございます。利用目的が明確である以上、買い戻すことについて問題はないと考えます。また、御承知のように平成34年度の土地開発公社の解散に向け、着実に進んでいるところであると考えます。

（省略）

◆ 質問 7番（新井巧議員）

（省略）

それから、全般として土地開発公社の解散に向けてということで、いろんな買い戻しの事業が進められていますけれども、1つ懸案となっていた不良債権というか、土地として、山中もちろんですが、駿河台大学のグラウンドに売却した残りの部分というか、余り活用できそうもなかったというところがあったわけですが、今度のあけぼのの森の公園の関係で、私も地理的な場所がちょっと、近くは近くなんだろうけれども、使えるかどうかはわからないんですが、そういう活用の状況というのが、山中よりも活用の度合いが見えてくるような地域ではないかなという感じがするわけですが、全体として解散に向けた状況が1つと、その辺の処分の利用の考え方についてお伺いをしたいと思います。

◎ 答弁 財務部長（島崎富美男君）

今回、土地開発公社でこの事業計画の一部変更をしたものにつきましては、阿須運動公園拡張用地の一部でございます。阿須小久保線の関係ではございません。それで、今回は約8,000万円で、持ち分の分も面積で換算しますと5万1,381平米を処分する計画でございます。もう内諾と申しましょうか、そういうのはとれているんですけれども、まだ契約で個々細かい部分を詰めておまして、今年度中にはこの処分ができると思います。解散に向け、今できるだけ売れるものは売ろうということで積極的に処分に入っているところでございます。今回、これは非常に大きな土地が処分できたなと考えているところでございます。

◆ 質問 7番（新井巧議員）

（省略）

だから、山中の土地を買い戻すというのが進んでいますけれども、それよりもこういう公園の整備のためとして生かせるところではないかと、生かさないかということで、場所的にはちょっと厳しいところではありますけれども、位置的な問題からそういう話をしたわけですが、その辺の関係について。

◎ 答弁 財務部長（島崎富美男君）

今回処分しようとしているところが要害沢の土地になります。それで、この処分が終わりますと、要害沢の残っている土地というのは129平米ほどで、とても公園とかということには使えないのではないかなと考えてございます。

◆ 質問 5番（滝沢修議員）

それでは、議案第33号「平成28年度飯能市一般会計予算（案）」について、日本共産党を代表して討論を行います。

（省略）

7点目に、阿須山中の土地開発公社用地を2億円で取得することであります。取得を開始して5年目になるのに、取得後の利用計画が検討すらされていないことは市民に説明ができないのではないのでしょうか。10年間で20億円をかけて取得するというのに、市民に説明ができないような取得を認めることはできません。

◆ 質問 18番（野田直人議員）

（省略）

次に6点目として、土地開発公社の阿須山中の土地買い戻しについて市民に説明できるようなものでなくてはならない、利用目的や自然公園と言っているが、10年間で20億円の税金を投じる必要性はないのではという反対討論がありました。阿須山中の土地の利用目的については取得の時点で自然公園とされており、現在も変わっていないものであります。平成34年度の土地開発公社の解散に向け、買い戻すことについて何ら問題はなく、着実に進んでいるものと考えられます。

（省略）

◆ 討論 7番（新井巧議員）

それでは、認定第1号「平成27年度飯能市一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対の討論を行います。

（省略）

6点目は土地開発公社用地の買い戻しについてであります。土地開発公社の阿須山中用地17万平方メートルについて、平成24年から平成33年までに10年間で総額20億円かけて購入する計画のもとに、平成27年度も2億円で買い進めました。これまでの支出額は8億円になります。購入目的は自然公園ということですが、土地開発公社の債務をなくし、解散することだけが目的になっているのではないのでしょうか。総額20億円もの費用をかけて購入する以上、これまでの経過を明らかにし、市民の声を反映させた具体的な利用計画を検討することが求められます。その検討すらされていないことは認めることができません。

◆ 討論 18番（野田直人議員）

認定第1号「平成27年度飯能市一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論いたします。

（省略）

次に、阿須山中の土地の利用負担については取得の時点で自然公園とされており、現在も変わっていないものであります。利用目的が明確である以上、買い戻すことについて問題はないと考えます。また、平成34年度の土地開発公社解散に向け、着実に進んでいると考えます。

◆ 質問 7番（新井巧議員）

議案第19号「財産の取得について」、反対討論を行います。

平成24年度から、阿須山中の土地開発公社用地17万平方メートルを10年間で約20億円で取得することとし、毎年2億円ずつ買い進め、今回は6回目の取得になります。

委員会審議では、土地開発公社解散に向け、当面は明確な利用計画や具体的な検討はないが買い進めるというものであります。土地開発公社の負債を抱えたまま放置しておくことはできませんが、なぜこういう事態を招いたのか。バブル時期の先行取得だったとしても近隣市ではない異常な土地の買いあさが進められ、最高時の負債額は約112億円にも上りました。飯能市は国から健全化団体として指定され、経営改善計画の作成まで指導されることになりました。ほとんど利用できないような土地17ヘクタールの阿須山中の土地を16億円で自然公園という名目で取得した経過などを明らかにし、飯能市として土地開発公社の問題点を総括することが必要ではないでしょうか。

同時に、平成24年度補正予算で用地取得を開始してから6年目となるわけですから、取得後の利用構想程度は示す必要があるのではないのでしょうか。それらをしないまま、土地開発公社の債務を減らし、公社の解散に向けて買い戻すというだけでは市民の納得は得られないのではないのでしょうか。買い戻しの財源として埼玉県ふるさと創造貸付金を活用するとしています。総額20億円、毎年2億円あったらどれだけの市民要求が実現できるのでしょうか。2億円あれば、住民の足の確保の交通施策も実現できます。学校給食費の無料化もできます。国保税の引き下げも切実な市民の願いも実現できるのです。市民に納得のいく説明と市民参加で利用方法を検討することを強く求めて、反対討論といたします。

◆ 討論 18番（野田直人議員）

議案第19号「財産の取得について」、賛成の立場から討論をいたします。

阿須山中の土地の利用目的については、取得の時点で自然公園となっており、土地開発公社の理事会でも自然公園として買収したことは承認されております。このため、利用目的が自然公園とはっきりしていることから反対の理由にならないと考えているところであります。

また、飯能市土地開発公社の経営健全化計画にも市の取り組みとして埼玉県ふるさと創造貸付金を活用し買い戻しをすることが位置づけられており、平成24年度から10年計画で進められているものです。

以上のことから本予算案について賛成するものであり、議員の皆様の賛同をお願い申し上げて、賛成討論といたします。

◆ 討論 6番（山田利子議員）

それでは、議案第20号「平成29年度飯能市一般会計予算（案）」に対して、日本共産党を代表して反対討論を行います。

（省略）

3点目は、阿須山中の土地取得に今年度、平成29年度も2億円の支出についてです。平成29年度でトータル12億円になります。開発公社の債務を減らしたいということは理解できるとしても、20億円を投じて土地を買い戻す以上、自然公園としてただ放置するだけでは意味がありません。はっきりした方向性を示すべきであり、今のままでは市民に理解を得られないと考えます。

(省略)

◆ 討論 18番 (野田直人議員)

議案第20号「平成29年度飯能市一般会計予算(案)」について賛成の立場から討論いたします。

(省略)

3点目として、阿須山中の土地の利用目的については取得の時点で自然公園とされており、現在も変わっていないものであります。平成34年度の土地開発公社の解散に向け買い戻すことについて何ら問題はなく、着実に進んでいるものと考えられます。

◆ 質問 4 番（大津力議員）

（省略）

続きまして、大項目の4つ目、公有財産の利活用についての阿須山中の土地を自然公園以外の活用は、に移らせていただきます。

昨年度、飯能市では公共施設等総合管理計画を策定いたしました。その計画におきましては基本方針が示され、効果的、効率的な管理運営として、PPP、PFIによる民間活力の導入が挙げられています。一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本施策におきましては官民連携による持続可能な行政経営を掲げ、本市の地方創生に資することに関し、民間ノウハウ、民間事業、民間資金の活用を掲げ、推進してきているところであります。そのような背景を踏まえ、本日の一般質問では公有財産の中の1つである阿須山中の土地利用について、そのようなことを検討していただけないかと取り上げさせていただきました。これまで議会の一般質問におきましても何人かの議員が取り上げてこられました。執行部側からは自然公園として活用していくとのお答えをいただいております。しかし、考え方によってはこの阿須山中の土地は大きな可能性を秘めた大変魅力ある土地ではないかと考えております。これまでの議論や自然公園としての利活用を決して否定するものではありませんが、刻一刻と移り変わる飯能市を取り巻く環境の中、新たな発想により民間活力、民間ノウハウ、創意工夫、斬新なアイデアなどを幅広く取り入れ、地方創生を実現させる必要があるのではないのでしょうか。

阿須山中の土地は土地開発公社との持ち合いになっておりますが、その土地の広さは広大です。そして、平野部に隣接する丘陵地ということもあり、道路アクセスのよさを生かせば地形を生かしたレクリエーション施設、木材等の森林資源の供給地、樹木葬などの自然霊園等の活用が考えられないのでしょうか。今後、地方創生の観点から民間活力、民間の斬新なアイデアなどを取り入れ、山中の土地を活用していただきたいと考えておりますが、執行部の見解はいかがでしょうか。

◎ 答弁 財務部長（木崎稔生君）

私からは、4 公有財産の利活用について、につきまして御答弁申し上げます。

御質問の阿須山中の土地約17ヘクタールにつきましては、現在飯能市が自然公園の名目で土地開発公社から毎年度2億円ずつ、平成33年度まで買い戻すこととしているところでございます。この利活用方針につきましては、議会で何度か取り上げられてきているところでもございます。また多くの市民の方にとりましても、大変に関心を持たれている土地であるということも承知しております。従来から市といたしましては、自然公園として利活用していくことといたしておりますが、大津議員おただしのおり阿須山中の土地活用につきましては、本市の発展に大きく貢献する可能性を秘めている土地ということができると考えております。

阿須山中の土地を初めとした市が保有する公有財産の利活用方策につきましては、公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、地方創生の観点から従来の考えにとられることなく、広くその利活用方針について検討をしていくべきではないかという意見も強くあるところでございます。このようなことから、阿須山中の土地の利活用の方策につきましては自然公園としての利活用に限定をすることなく、地方創生の観点から幅広く検討してまいりたいと存じているところでございます。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

それでは、認定第1号「平成28年度飯能市一般会計歳入歳出決算の認定について」、反対の討論を行います。

（省略）

4点目は阿須山中の土地取得であります。土地開発公社の土地を平成28年度も2億円を投じて買い増しを進めました。既に5年間で10億円を投じています。市は利用目的を自然公園とし、当面そのままの状態を取得後に地方創生の観点から幅広く検討していくとしています。しかし、いまだに目的が明確ではありません。日本共産党は土地開発公社の解散に向け、公社の債務をなくしていくことは必要だと考えます。しかし、取得する以上、使用目的が明確でなければなりません。市民とともに有効な利用計画を検討することが必要ではないでしょうか。そうした検討もしないまま10年間買い進め、20億円もかけて取得することは認められるものではありません。

◆ 質問 5番（野口和彦議員）

それでは、私のほうから認定第1号「平成28年度飯能市一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をいたします。

（省略）

4点目、阿須山中の土地の利用目的についてでございますが、取得の時点で自然公園とされており、粛々と事業を進めていくべきだと思います。また、今後の新たな利用目的についても検討していくこととされていることは評価でき、事業が前進していることが感じられ、平成34年度の土地開発公社の解散に向け、着実に進んでいると考えます。

（省略）

◎ 答弁 市長（大久保勝君）

それでは、議長のお許しを賜りましたので、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

（省略）

さて、私のほうからは1点だけ御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

本市では昨年度に策定した飯能市公共施設等総合管理計画におきまして、未利用の土地、建物等を積極的に有効活用し、財源の確保、財政負担の軽減、市民満足度の向上、地域活性化、地方創生などを目指すこととしているところでございます。このため、その仕組みづくりについてこれまで庁内において検討を重ねてきた結果、飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度を創設することといたしました。かねてより議会の場におきましてもさまざまな御意見を頂戴いたし、現在、土地開発公社から買い戻しを進めております阿須山中の土地について、私の2期目の重点施策でもある山林を新たな産業のフィールドにしていくことの一環といたしましてこの提案制度を利用し、広く民間事業者からの提案を募集したいと考えております。何とぞ御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

（省略）

◆ 質問 5 番（野口和彦議員）

（省略）

次に、3 市有資産 飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度について、に移ります。

内閣府では、民間資金等活用事業推進会議において、P F I 事業の推進を定義しており、民間提案の積極的な活用を推進しております。これに伴い、飯能市でも、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用するP F I 事業の推進を、私からも要望させていただいておりましたが、このたび、飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度が導入されたことは、飯能市の貴重な市有資産が有効活用されることが期待され、ますます発展都市としての機運を感じます。

現在の提案募集の対象としては、かねてより使用目的の明確化を求められていました、飯能市と飯能市土地開発公社が所有している阿須山中の市有地の利用計画を提案する事業者と、これからの観光事業の核となる都市回廊空間の一つとなるトーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園の飲食店移設の事業者となっております。まずは、公開できる範囲での現在の募集状況と、この制度の今後の展開について、どのように進めていかれる予定なのか、お伺いいたします。

◎ 答弁 財務部長（木崎稔生君）

私からは、3 市有資産 飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度について、御答弁申し上げます。

阿須山中有効活用事業者公募及びトーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園、飲食店運営事業者公募の状況についてでございます。両事業ともこのたび創設をいたしました飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度を用いまして公募を行い、現在、スケジュールにのっとり進めているところでございます。おただしの公募の状況でございますが、いずれの公募におきましても、公募要領の公表後、複数の事業者、団体から問い合わせがあり、また、問い合わせのあったすべての事業者ではございませんが、参加表明書を御提出いただいている状況でございます。なお、提案内容や参加表明書提出事業者等、詳細につきましては、事業者への影響や、公正・公平の観点から、この制度を進めるに当たって極めて慎重に取り扱う必要がございますので、公表は差し控えさせていただきたい。御容赦願いたく存じます。

次に、今後の民間事業者提案制度の展開についてでございますが、P P P、P F I を推進するに当たり、有効な手段の一つとして積極的に活用してまいりたいと考えております。

◆ 質問 18 番（加瀬弘貴議員）

（省略）

さて、このたび新たな都市経営の手法として、民間活力の導入による市有資産に関する民間事業者提案制度を創設いただいたところでございます。9月にガイドラインが示されましたが、民間事業者に遊休資産を貸しつけることで市有資産

の有効活用が図られ、市民サービスの向上とともに賃料による新たな財源確保と、維持管理への財政負担の軽減にもつながります。また、PPPやPFI方式の導入により、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的、効果的な公共サービスを提供することも可能となってまいります。既に成功している征矢町メガソーラー発電事業、公共施設7カ所の屋根貸し料や、茜台公有地への大規模太陽光発電事業への土地貸し事業などが、飯能市の先進的事例だと思えます。

そこで、具体的にお伺いいたします。阿須山中の土地開発公社との共有の山林について、土地の有効活用と賃貸収入を図る見地から募集要領が示され、民間事業者提案制度による民間事業者の公募が行われたところであります。まずは阿須山中土地有効活用事業について、先ほど野口議員と同じ答弁だとは思いますが、改めまして状況をお伺いいたします。

◎答弁 財務部長（木崎稔生君）

阿須山中土地有効活用事業の公募の状況でございます。阿須山中有効活用事業公募につきましては、去る10月13日に公募要領を公表いたしました。同時に11月6日までの期間で参加表明書を受け付けたところでございます。この間、複数の事業者、団体から問い合わせがございました。その上で、問い合わせがあったすべての事業者、団体ではございませんけれども、参加表明書の御提出をいただいている状況でございます。

なお、具体的な提案の内容や参加表明書の提出事業者など、詳細につきましては、事業者への影響や、公正公平を求められる本制度の特質からも、極めて慎重に取り扱う必要がございます。この場での公表は控えさせていただきたく、御容赦をいただきたく存じます。よろしくお伺いいたします。

◆ 質問 18番（加涌弘貴議員）

今、明らかにはできないということでございますので、また別の機会に伺うことといたしますけれども、懸案の阿須山中の山林が有効利用を図られ、新たな自主財源の確保につながることを期待したいと思います。

（省略）

◆ 委員長報告 4番（大津力議員）

それでは、御指名によりまして、総務委員会に付託されました議案の審査と経過について御報告をいたします。

（省略）

次に、議案第33号「財産の取得について」の審査について御報告をいたします。

質疑では、財源となるふるさと創造貸付金については、土地開発公社解散を目的として貸し付けされることが想定され、用途の定まっていない土地については、取得後10年以内に事業化することが条件となっていること。阿須山中の土地については、市が土地開発公社から買い戻しを進めており、普通財産として買い戻しをしていること。利活用については市が検討すべきものであり、自然公園という暫定的な理由を今まで説明してきたが、地方創生の目的にかなう利用方法を求めるため、一連の民間事業者による事業提案の公募を実施したところであること。事業詳細、実施プロセス、契約内容などは、今後最優秀提案事業者と市でこの提案の実現に向けて鋭意協議を進めていくことになること。メガソーラー等については事業者が申請等を行うことになるが、具体的な手続は今後になること等が明らかとなりました。

以上で質疑を終結し、討論では滝沢委員より、山中の土地は利用目的が明らかになっていない旨の反対討論、中元委員より、山中の土地利用については議会でも以前市長から、地方創生と市民の利益になるようなものであればどんどん利活用していきたいとの答弁があり、今回は目的が明確となる第一歩である旨の賛成討論があり、採決の結果、議案第33号案は賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

（省略）

◆ 質問 13番（新井巧議員）

それでは、第33号ですから、総務委員長にお伺いをしたいと思うんですけれども、先ほどの説明の中で、土地開発公社の解散に向けてふるさと創造資金を県から借り受けるということでありましたけれども、これは県の資金を借りて、本来は土地開発公社の解散に向けてという、解散というかその取得に向けてというのが主ではなくて、それも借りられるという中身であって、市町村の提案事業というようなもので、市町村が明確な目標設定と成果が検証できる、そして魅力ある地域づくりに関する事業というようなものに、福祉とかそういうものに、市民生活に密着したものであるべきなわけですね。なんですが、その資金を借りて20億円の土地を購入するということですから非常に重い、市民にしっかりとした説明ができなければならないというふうに思うんです。

先ほどの説明の中で市が検討すべきものということで、自然公園という暫定的な理由で説明してきたが、地方創生の目的にかなう利用方法を求めるために提案を受けて公募したということが説明がありました。私、そのところで、当初は土地開発公社自体も自然公園ということで取得をして、それを自然公園という形で今までしていたわけですね。それを暫定的な説明と言っていました、そうい

うことで解散が目的であるけれども、取得目的としては自然公園にしていくんだということの説明があったわけです。その中で、先ほど委員長報告の地方創生の目的にかなう利用方法を求めるために民間提案を受けて公募して、今事業者を1つ絞ったということが説明がありましたけれども、その1つが当初の目的で、当初というか今回の地方創生の目的にかなう利用方法を求めるためというのが市民というか、私らもそうですが、これで目的がわかるかなというふうに思うんですけれども、本会議の質疑のときも私も質疑をしましたが、地方創生にという部分が、それが目的になるのかなというふうに思うんですが、その辺の説明がどのようにされているのかというのが1つです。

それと、最優秀提案事業者と市でこの提案について鋭意協議を進めていくというふうになっていきますけれども、議会との関係でこれからまだ、ことしというか新年度を含めて4年買い進めるわけですね。ですから、あと8億円支出をするわけですが、その間に取得し終わるということもあるんでしょうけれども、その中でこの事業者の提案というものが議会との関係でどこまで明らかにされていくのかというところのものでですね。市と協議していくということですが、どういう形で説明されていくのか。途中、その間で、さっきも言いましたが、あと4年あるわけですから、まださらに8億円を借り受けてやるわけですから、その辺が市と業者との協議ということですが、いつの時点ではっきりとしたものになっていくのか。その辺がはっきりしないと議会としての責任も問われるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺がどのように説明されたか。あるいはこの事業に対する資料だとか、そういうものが提出されたのか。求めたようですが、公募要領しか出ていないということですが、その辺が資料がしっかりと出される必要があったと思うんですが、その辺について報告をお願いしたいと思います。

◆ 答弁 4番（大津力議員）

それでは、新井巧議員より、議案第33号「財産の取得について」の審査についての御質問に答弁申し上げます。

1点目のこの財源であるふるさと創造貸付金の目的でございますが、委員会の中で質疑がありまして、その中での答弁をまず申し上げます。

「本議案の財産取得につきましては、平成34年度の土地開発公社解散を目的として公社所有地を買い戻すものでございます。利用目的は暫定的に自然公園ということであり、普通財産で取得をしております。財源となりますふるさと創造貸付金につきましては、土地開発公社解散を目的として貸し付けることが規定され、用途の定まっていない土地につきましては、取得後10年以内に事業化することが条件となっております」という質疑がございました。この地方創生の目的という具体的なところにつきましては、特に委員会の中で質疑はございませんでした。

そして、2点目の最優秀提案事業者の今後の協議の計画、いつの段階でそれがはっきりするかという質問でございましたが、特に委員会の中でいつ事業化されるか、そういった質疑はございませんでした。

◆ 討論 11番（滝沢修議員）

それでは、議案第33号「財産の取得について」、反対の討論を行います。

本案は阿須山中の土地約17ヘクタールのうち、約1.5ヘクタールを2億円で取得するものであります。市は平成24年度からこの阿須山中の土地開発公社用地を10年間かけて20億円で取得することとし、毎年2億円ずつ買い進め、平成29年度の取得で6回目となります。この土地についてはバブル時期に市土地開発公社が約14億円で自然公園という名目で取得、そのまま塩漬けとなっておりました。この間、私ども日本共産党は、市に対して市民の財産であるこの土地の取得後の利用構想を示し、市民参加で利用方法を検討することを強く求めておりました。しかし、用地取得を開始してから6年目となりますが、この間、取得後の利用構想はいまだに示されておられません。

そのような中で、市は昨年、阿須山中土地有効活用事業として民間から公募を行い、一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーが提案する天然芝グラウンドの公式戦可能なサッカー場と大規模太陽光発電施設を設けるとした事業を最優秀提案事業として、今後協議を進めるとしています。しかし、この事業についても今後協議を進めるとするだけでありまして、事業者の内容などについては全く説明がなされておられません。土地開発公社の土地を買い戻すには明確な目的がなければならぬにもかかわらず、買い戻しの理由として自然公園、地方創生、そして土地開発公社の解散のためとその都度利用目的、買い戻し理由が二転三転しております。今後さらに4年間、8億円をかけて残りの土地を買い戻すこととなりますけれども、その間に提案されている事業を進めることとなりますと、一事業者のために土地を買い戻すことになるのではないのでしょうか。土地開発公社を解散することは、これは必要でありますけれども、市民の財産であります阿須山中の土地について、市民に納得のいく利用目的を示すことが全く明確にされないまま買い戻しを続けることは認められるものではありません。以上を述べまして反対の討論といたします。

◆ 討論 6番（内田健次議員）

私からは、議案第33号「財産の取得について」、賛成の立場から討論を行います。

ただいま取得目的が明確でない、具体的な利用構想が示されていないという趣旨の反対討論がありました。

まず、本議案における土地取得の目的についてですが、土地開発公社の解散を目的として、飯能市土地開発公社の経営健全化計画に基づき、平成24年度から平成33年度までの10年間で買い戻しを進めているものであり、取得目的は今申し上げたように明確で一貫しております。

次に、具体的な利用構想、土地利用についてですが、執行部からはこれまで自然公園との説明が続いてきたわけですが、土地開発公社理事会や市議会において、約17ヘクタールという広大な土地を自然公園以外で有効に活用できないかなどの意見があったところです。これらの意見を踏まえ、市では地方創生に資する土地利用について広く民間事業者から提案を募集し、ここで最優秀提案事業者が決定したとの報告があったところです。報告資料で示された提案事業者からの提案内容については土地利用に当たっての基本コンセプトが明確に示され、今後市は提案事業者と詳細な協議を進めるとのことです。また、改めて提案について

の公募要領を見てみますと、提案内容の工事などは提案事業者の責任と費用負担により進めることが明記され、市に対する新たな負担が生じるものではないと確認したところでございます。

総務委員会の質疑において、今後中止があり得るのかとの問いに対しては答弁がなかったなどの報道がありましたが、執行部からは「提案事業の実施を原則としている。提案事業の実現に向けて協議を進める」と、このような答弁があったことを議事録で確認いたしました。土地利用についてはこれから提案内容の実現に向けて、具体的な詳細協議、調整、手続などが進められるとのことで、阿須山中の土地が市の利益、市民の利益につながる利活用に向けた大きな前進であると評価するとともに期待するところです。

以上のことから本案に賛成するとともに、土地利用についても大きな前進として評価するものであり、議員皆様の賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

◆ 討論 14番（金子敏江議員）

それでは、議案第34号「平成30年度飯能市一般会計予算（案）」に対して、反対の討論をさせていただきます。

（省略）

6点目に、阿須山中の土地の問題です。平成24年度から阿須山中の土地約17ヘクタールの土地開発公社が持っている土地を10年間で約20億円で買い戻し、毎年2億円ずつ買い進め、今回で7回目の取得となります。今回出された民間企業の提案は唐突で、事業内容もよくわかりません。この間の経過、今回の提案2点に問題を整理します。

1点目は、買い戻しの目的が二転三転していることです。最初は公社の解散だと。買い戻しをしなければ利息が膨れ上がってしまうからと。それはあるにしても、公社の解散が目的になってしまっておかしいと思います。次は自然公園だと。具体的な構想は取得後に考えると。そして今回、取得途中であるにもかかわらず、民間企業に使ってもらって地方創生だと。そんな漠然とした話があるのかと言えば公社の解散だと。これでは理解できるものではありません。

2点目に、今回の提案事業というのは全く全容がわからないままに、市と事業者との関係で話が進んでいるということが一番の問題だと言えます。さらに全員協議会で報告をしたから議会の了承を得たと思っていたら大間違いです。全員協議会は審議機関でもありませんし、議決権もない協議会で、執行機関の都合のよい解釈で民間事業者への利用にゴーサインを出すなど議会としては認めることはできません。さらに公有地の民間利用について、庁内で外部識者を加えた懇話会を立ち上げ、しっかりとしたスキームを築き上げてから議会にも公表し、もう一度その基準に沿って議論を進めることを強く求めます。

（省略）

◆ 討論 18番（加涌弘貴議員）

議長のお許しをいただきましたので、議案第34号について、賛成の立場から討論をいたします。

（省略）

最後、6点目であります。土地開発公社の山中の土地取得であります。土地開発公社の解散を目的とした土地取得であることは当初から何ら変わっていないものであります。平成34年度の土地開発公社の解散に向け、買い戻すことについて何ら問題はなく、着実に進んでいるものと考えます。また、阿須山中の土地の利用目的については、地方創生に向けた取り組みに資する事業に活用することとし、そのために広く民間事業者からの提案を募集し、事業を進めていくということで、土地利用の目的が明確になったと認識しております。

◆ 質問 5 番（野口和彦議員）

（省略）

次に、③新たなイノベーションによる都市経営について、ですが、第5次飯能市総合振興計画では多様化する住民ニーズや行政課題に効率的、効果的に対応する中で、本市が定住人口増加を図り、経済が好循環する持続的発展を遂げていくには職員一人一人の知恵と工夫、やる気と行動力などの総力を結集し、組織力を高めるとともに、職員の能力開発、人材育成を初め、ICTによる電子自治体の推進や民間企業等のノウハウ、技術力の活用、連携などの新たな行政系イノベーションとマネジメント戦略を今まで以上に取り入れ、駆使していくことが求められるとしております。この中で私が特に注目しているのが、重点戦略7で掲げる「民間活力を活用し、本市の特性を生かした独自財源を確保するため、ふるさと納税制度などを活用するとともに、公共施設へのネーミングライツの導入や有料広告・看板の設置など独自財源の確保と拡大を図り、また不要不急の事業の見直しや本市の状況を踏まえた選択と集中、効率的で効果的な行政運営など行財政改革を進め、予算の有効活用を図る」という内容です。

第5次飯能市総合振興計画の前期基本計画がスタートして以来、半分近くまで来ておりますが、現状の成果と今後の具体的な取り組み内容をお伺いいたします。

◎ 答弁 企画部長（新井洋一郎君）

私からは、（2）新しい時代への自立・協働とイノベーションのまちについて、③新たなイノベーションによる都市経営について、御答弁申し上げます。

まず初めに、大久保市長はかねてから一貫して民間の繁栄なくして飯能市の発展はないと申し上げており、第5次飯能市総合振興計画におきましても飯能市から始まる日本の創生を掲げ、m e t s a（メツァ）と連携したまちづくりを核にしてしております。これはまさしく官民連携による地方創生の取り組みでございます。そして、m e t s a（メツァ）、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園、飯能河原、天覧山周辺を結ぶ都市回廊空間を構築し、官民連携により経済の好循環を生み出そうと取り組んでいるところでもございます。

御案内のとおり、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園では6月1日にオープンしたカフェの運営を民間事業者にお任せし、飯能河原では飯能河原利用調整協議会を設置し、民間による商業利用に取り組むなど官民連携による取り組みを推し進めているところでもございます。また昨年度、民間事業者のノウハウやアイデアなどを生かし、市有資産の有効活用を図り、新たな財源の確保とともに、市民サービス満足度の向上、地方創生などを目的とした市有資産民間事業者提案制度を創設し、かねてから懸案であった阿須山中の利活用にも取り組んでいるところでもございます。

（省略）

◆ 質問 14番（金子敏江議員）

（省略）

次に、環境問題で、太陽光発電事業の適正実施のためのガイドラインの策定をといたしました。この質問の中では、まず最初に阿須山中の土地に設置をされるという大規模ソーラー発電について、3月議会で、市と事業者間で協議をして進めるといった話がありましたけれども、現在の状況、今後の計画、見通しについてお伺いしておきたいと思っております。

そして2つ目に、このガイドラインの中心的な問題に入っていきますけれども、最初に、阿須山中の土地に設置をされるという大規模発電、メガソーラー事業についてお伺いしたいと思います。その事業の中身というよりは、こうした大規模なものに対して、市がその事業の確認なり届け出なり、そういうものを知りたくてとされていくということが必要だということで質問です。

この太陽光発電の事業は、発電能力9から11メガワットというようなことのようにあります。これ、ちょっとイメージがわからないので、考えてみましたら、これはイメージのために言っているんですけども、新しいクリーンセンターの屋上に設置をされたパネルが50キロワットですね。メガワットにすると0.05メガワットということです。それから矢風の終末処理場に設置をされたパネルが約2メガワットです。終末処理場の用地というのは3.6ヘクタールですから、あそこに約2メガワットの設備ということになります。そんなことでイメージを持っていくと、阿須の山中に設置をされるとする太陽光パネルは、終末処理場用地に設置されているパネルのざっと5倍の規模になるのではないかと。そうなりますと、面積も単純計算で17から18ヘクタールということになります。阿須山中の土地、17ヘクタールの山の全体をパネルで埋め尽くすことになりはしないかと、そんな想像をしたわけです。相当な課題をクリアしなければならないわけで、環境破壊を招かないようしっかりとガイドラインを策定し、事業者に対して適正な事業の実施と自然環境を守るという市があるべき姿を示し、指導することが求められていると思っております。

まず、この事業の中で、現在の状況、それから今後の計画をお伺いしておきたいと思っております。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

本市では、未利用の土地建物について積極的に有効活用することを目的として、民間事業者提案制度を創設し、阿須山中の土地について、広く民間から事業提案を募集したところでございます。阿須山中土地有効活用事業の概要につきましては、昨年10月13日に市ホームページ等で公募要領を公表し、公募の結果、2つの事業者から事業提案がございました。その後、選定委員会において提案事業を審査し、本年2月に最優秀提案事業者を決定いたしましたところでございます。

次に、提案事業の概要でございます。サッカーを通じて青少年の育成や交流人口の拡大などを図り、サッカーグラウンド等の施設の整備や維持管理などにおいて、新たな雇用を創出するというもので、メガソーラーを設置し、その売電収入

をグラウンド等の整備費用、事業運営の財源にするという計画でございます。計画の実施に当たりましては、都市計画法、森林法、自然公園法等関係法令に基づく許認可手続などが必要となることから、これらの手続を踏んだ上で事業を実施することとなります。現在の事業の状況でございますが、メガソーラーによる売電収入をサッカーグラウンド整備費や事業運営等の費用に充てる計画であることから、経済産業省の資源エネルギー庁へ、特別措置法に基づく事業認定申請を本年5月に行ったところでございます。また、この事業認定申請と並行いたしまして、事業を実施するために必要な許認可申請についての関係機関との協議・調整・現地測量や事業設計の準備を進めているところでございますが、これら事業者が提案した事業の実施に必要な手続・整備等につきましては、最優秀提案事業者が実施することとなっております。また、市との関係につきましては、覚書・土地賃貸借契約・協定書の締結が必要となりますので、現在、市と最優秀提案事業者である飯能インターナショナルスポーツアカデミーと、それらの内容について調整中でございます。

現在の状況は以上のとおりですが、今後の計画につきましては、許認可等の手続状況を見据えながら、さらに調整していくこととなります。

なお、メガソーラーによる発電事業につきましては、東京電力株式会社からの電力買取決定通知日から3年以内に事業に着手するというところでございます。

◆ 質問 14番（金子敏江議員）

今、事業の現在の状況をお伺いしたわけですが、そういう中で、飯能市としてもこれだけの大規模なものができるのは初めてのことでありますし、そういう意味ではガイドライン、特に要綱をしっかりとつくっていく必要があると思うんですが、県内での太陽光発電事業の適正実施のためのガイドライン、策定状況についてお伺いいたします。

◎ 答弁 産業環境部長（青田精一君）

平成24年度に、固定価格買取制度、いわゆるFIT制度が創設されて以来、太陽光発電事業者の参入が拡大している状況で、新規参入した事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始するケースもあり、安全性の確保や発電能力維持のための十分な対策がとられていなかったり、防災・環境上の懸念等をめぐり、地域住民との関係が悪化するなど、さまざまな問題も顕在化していることは聞いているところでございます。このようなことから、資源エネルギー庁では、適正な事業実施の確保を図るため、平成28年度に認定制度を創設し、実施事業者の事業計画については経済産業大臣の認定を要することとしており、埼玉県でもこれを受けて、住民の安全安心を確保するため、新たに太陽光発電施設の設置に関するガイドライン等の策定について、その標準案を作成しております。おたただしいただきました県内のガイドラインの策定状況でございますが、秩父郡市においてガイドラインや要綱策定の先行事例が多いようでございます。秩父地域やその周辺では、秩父市、長瀬町、皆野町、小鹿野町、横瀬町、寄居町の6市町で、その他の地域におきましては、羽生市、坂戸市、日高市、蓮田市、小川町、美里町、嵐山町、滑川町、鳩山町となっております。県内で5市10町でガイドラインもしくは要綱を定めている状況でございます。

◆ 質問 14番（金子敏江議員）

そういう中で、県内で一番最初にガイドラインの策定と、それから大規模事業者に対しては要綱をつくって報告書の義務づけを行っている、これが秩父市なんですけれども、この秩父市の内容が一番しっかりしていると感じたので、ぜひ飯能市としても、こうしたガイドラインの策定に取り組んでほしいということで質問します。

秩父市は、とにかく早くつくろうつくろうと。県にも相談しながら、平成28年に策定をしています。同時に、県の職員の方も一緒に来てやったので、県もマニュアル的なものをほぼ同時期に策定をしています。今は、県の標準的なモデルがあるので、それに合わせてつくれるようにはなっているわけなんです。ただ、秩父市がこの間なぜ早く早くと急いだのかという理由なんですけれども、秩父市は東電の系統連携制約エリアになっているので急いだということです。このガイドラインなんですけれども、国の法律や県の条例で定められたもの、設置禁止区域の開設、それから許可、届出、調査に必要な開発行為、土地の造成、樹木の伐採、施設の設置撤去の場合の適正処理というものは当然なんですけれども、秩父市の場合、独自に地元住民への説明の義務化と、努力ではなくて義務化と、それから除草剤をなるべく使わないようにというのではなくて原則禁止ということで、非常に強い姿勢で位置づけています。また、土砂の搬出、堆積等の規制では、県の条例とあわせて飯能市の環境保全条例の盛土の規制のほうが厳しいので、そういうものも盛り込んでいます。秩父市も同様な措置をとっています。ぜひこんな形で、飯能市としてもこのガイドラインの策定に取り組んでほしいと思うんですけれども、この点についていかがでしょうか。

◎ 答弁 産業環境部長（青田精一君）

おただしのお通り、県内のガイドライン策定事案の中でも、それぞれの自治体によりまして、その配慮事項等などの記載内容につきましては濃淡があるようでございます。今後、ガイドライン等に関する調査研究を進める中で、その必要性や実効性などについて十分な見きわめを行ってまいりたいと考えております。

◆ 質問 14番（金子敏江議員）

それで、秩父市は先行して一番最初につくったということで、今、その内容を申し上げたわけなんですけれども、要綱をまた別につくっているんですね。それは、大規模なものを対象に、50キロワット以上ということで要綱をつくって、いろんな書類を出してもらって、窓口でとにかく事業者の方と顔と顔を合わせながら、きちっと対処する、報告書も義務づけるといようなことで、50キロワット以上の大規模なものを対象に要綱をつくって、そのような対応をしているんですね。ところが、それはいいんですけれども、その後の状況を見ますと、10キロワット以上50キロワット未満のところの中規模なもの、これがかなり建設が目立って、例えば、聖地公園の市街地側の急斜面に太陽光パネルが設置されているんですけれども、それを見ましたけれども、すぐ下は住宅地なんです。台風とか強風にあおられて、ひょっとしたらというような感じで、危ないなというふうに冷や冷やする思いで見ました。ですから、飯能市がこれから策定する場合は、こうした先行した秩父市でもこういう事態が起こっているということを見き

わめた上で、中規模の施設についてもこの要綱の対象にする必要があるなというふうに思いました。この見解をお伺いいたします。

◎ 答弁 産業環境部長（青田精一君）

いわゆるガイドラインの対象とする施設規模と要綱の対象とする施設規模が異なるため、今、おただしのような事象が発生しているものと考えております。県内の事例でも、ガイドラインと要綱とともに策定している自治体もあれば、ガイドラインのみの策定、要綱のみ定めているケースなど、その自治体によりその対応もさまざまでございます。近隣市の動向も注視しつつ、先進事例等を調査研究していく中で、これらを踏まえ、どのような対応が考えられるのかにつきまして、あわせて研究してまいりたいと考えております。

◆ 質問 14番（金子敏江議員）

今、研究していくということで、当然だと思うんですけども、ガイドラインの策定とか、こういうものをしっかりつくっていくんだということによろしいわけですね。

◎ 答弁 産業環境部長（青田精一君）

そういったものを含めてでございます。

◆ 質問 14番（金子敏江議員）

いろいろ研究していただいて、すばらしいものをやはりつくっていただくということで、しっかり要望させていただきたいと思います。

◆ 質問 5 番（野口和彦議員）

（省略）

次に④公共ファイナンス、PPP/PFIの研究と活用の推進についてですが、実施計画では、厳しい財政見通しの中で、事業を行うための限りある財源をどう効率的に運用していくかを考える上で、財源調達の流れを官民連携にも視野を広げて考える視点や公共ファイナンスの視点が求められると考えており、自治体が直接実施するより効果的に公共サービスを提供することができる事業については、柔軟かつ戦略的に考え方を転換し、検討を行うとしております。また、「現在の業務を性質別に分類し、民間委託が可能な業務や、民間手法により迅速化や効率化が図れる業務を抽出し、費用対効果や事務量軽減効果、市民サービスの向上への効果等が期待できるものについては、民間委託の拡大を図る」とし、指定管理者制度を導入している公共施設については、更新する際に成果の検証と導入可否を再検討し、新しい施策の立案や事業の充実、さらなる変革を生み出すための創造的・戦略的な業務体制へ活用すると明言しております。

そこで、公共ファイナンス、PPP/PFIの研究と活用の推進によって、これまでどのような成果があらわれているのか。こちらも具体的な事例を示しながら現状の進捗状況をお伺いいたします。

（省略）

◎ 答弁 企画部長（新井洋一郎君）

（省略）

次に、公共ファイナンス、PPP/PFIに関するおただしについてでございます。第6次飯能市行政改革大綱において、公共ファイナンスとは、資金・財源調達の流れを官民連携にも視野を広げて考える視点や発想の転換のこととしており、この考え方に基づき、昨年9月には新たに飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度を創設したところでございます。この民間事業者提案制度のポイントは、まず、民間事業者のノウハウやアイデアなどを生かした市有資産の有効活用、次に、市有資産の有効活用による新たな財源確保や財政負担の軽減、そして市民満足度の向上とともに地方創生などを目指すことであり、この制度を活用し、長年の懸案でもありました阿須山中の土地活用において民間事業者による事業提案がなされるとともに、トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園内でのカフェの運営事業者を選定し、現在好評を得ているところでございます。トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園内のカフェがオープンした6月から8月末日までの公園来園者数は5万5,400人で、昨年と同時期より約3,700人増加しており、カフェ利用者は6,488組に上っております。PPP/PFIにつきましては、国からも積極的な活用が求められており、昨年3月に策定をいたしました飯能市公共施設等総合管理計画の基本方針におきましても、PPP/PFIによる民間活力の導入として位置づけをしているところでございます。現在のところPPP/PFI事業の活用、検討を行っている具体的な事業はございませんが、多くの公共施設が更新時期を迎えておりますので、PPP/PFI事業につきまして、全国的な動向も踏まえ研究を進めてまいりたいと考えております。

(省略)

◆ 質問 1 番（新井重治議員）

（省略）

次に、阿須山中土地有効活用事業について、に入ります。

この事業につきましては、飯能市土地開発公社が平成2年度に取得した阿須地内の土地であります。この有効活用事業の事業者を公募したところ、一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミーを最優秀提案事業者と決定したとの報告が本年2月にあったところでございます。提案内容につきましては概要ですけれども、「飯能の未来を託す子どもの育成環境整備と地方創生のためのシティプロモーションの実現」としておりまして、この広大な阿須山中土地に縦100メートル以上、横が68メートル以上の天然芝の公式サッカーグラウンドと、9ないし11メガワットの太陽光発電施設を設置するという内容であります。7月10日には市と事業提案者と覚書を締結したとの報告が8月28日の全員協議会でありました。

そこで確認ですけれども、現地の地形から見ると相当な造成工事が必要になるのではないかと、そんなふうなことが考えられます。また、雨水排水の排出量が大幅に増加するのではないかととも思います。この辺につきまして協議、あるいは指導について防災上大変重要であると考えております。この事業は都市計画の開発行為に該当するかわかりませんが、どのように協議を進めていくのかお伺いいたします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

議員おただしの事業の進捗につきましては、県の関係機関との協議、測量や設計のための準備、調整等を行っているところであり、御指摘のとおり市と7月10日付で覚書を締結いたしました。事業者では現在、当該地までの進入道路の位置の検討、調査、測量及び設計等を進めているとのことで、許認可手続につきましては森林法、河川法、砂防法等の必要な手続について県と相談をしているとのことでございます。また、都市計画法につきましてはメガソーラー施設は対象外とはなりますが、市の開発指導要綱に基づく事前協議は必要なものと考えているところでございます。事業者は現在、これらの許認可申請等を行うために測量や設計を進めているところでございますが、造成、排水につきましては、林地開発において災害対策に関連して県からは強く指示があると伺っております。県の指示を受け、樹木の伐採、伐根は最小限とし、伐根しないで済むところは伐根しない、自然林を残せるところは残すということで現在調整しており、排水処理に関しましても、調整池の整備や唐沢川へ排水するために現地の調査や確認等をしているとのことでございます。

いずれにいたしましても防災対策は大変重要なことであり、また埼玉県からも指示がございますので、市といたしましても事業者にしっかりと指導してまいりたいと考えております。

◆ 質問 1 番（新井重治議員）

そうですね、確かに防災上の関係は非常に重要であります。しっかり協議をしていただきたいと思います。

それから、雨水排水の関係ですけれども、放流先は唐沢川だと思います。放流の方法、あるいは河川内に大量に堆積している土砂のしゅんせつですね。それから、ただいま御答弁にもありました、事業地までの取り付け道路の位置等々について地元では不安であると思います。今後、事業計画全般について事業主から地元説明会等を行うということでありまして、いつごろ行っていただけるのか、わかっている範囲で結構ですので御答弁をお願いします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

この事業につきましては、周辺住民の理解、協力を得られなければ実現できないこと、近隣住民、周辺環境に配慮することを前提条件としており、地元の方々の理解や協力がないと事業ができないことは事業者も十分承知しておるところでございます。日本各地で地震や豪雨等大規模災害が発生し、その中ではメガソーラーの事故も発生しておりますので、おただしのように造成、排水に関し、また取り付け道路について地元の方もどのような整備を行うのかが心配であり、また関心もあるとの認識を持っております。事業者にはその点につきましては特に慎重に計画されるよう指導しているところでございます。現在、測量、設計等を進めているところですが、広大な土地で災害対策等に十分配慮しながら進めておりますので時間がかかっておりますが、ある程度方針、方向がまとまった時点で地元への説明を行うと聞いているところでもございます。市といたしましても、事業者にも今後とも指導してまいりたいと考えております。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

（省略）

まず、阿須山中土地有効活用事業について、伺います。この土地はバブル期の平成2年に飯能市土地開発公社が約17ヘクタールの山林を14億円で自然公園整備という名目で取得し、そのまま手つかずとなっていました。市は平成24年度からこの土地を20億円で10年間かけて取得することとし、毎年2億円ずつ買い戻しを進めています。今年度で全体の7割を買い戻すこととなります。昨年9月に阿須山中土地有効活用事業として民間から提案を公募しました。2社からの提案のうち、市内でサッカーやダンススクール事業を進める一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミーが公式戦可能なサッカー場運営を大規模太陽光発電施設の事業収入で賄うという事業提案が最優秀事業として認められ、年間87万円の賃料で貸し付けることで現在協議が行われています。8月の全員協議会で進捗状況の報告がありましたが、市内のこの法人と7月10日に覚書を締結したとのことであります。現在、進入路の整備などに関して位置などの調査、協議を進めているということでもあります。今後、この会社が測量設計、地元説明を行うなどとしておりますけれども、今後のスケジュール、進捗状況などについて伺いをしたいと思っております。完成年度をいつごろと見込んでいるのか、また進入道路についてどのように考えているのか、その場合、土地の買収、工事等飯能市の負担はないのか、そして地元説明会はいつごろを見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

おただしの阿須山中の土地につきましては、平成2年度、平成3年度の2カ年で、飯能市からの要請により公共用地として飯能市土地開発公社が取得したものであり、その後、土地開発公社の解散を踏まえ、平成24年度から平成33年度までの10年間で市が買い戻しを進めているものでございます。この土地の有効活用を実現できる事業者として、公募の結果、最優秀提案事業者を決定したものでございますが、この事業の進捗状況について改めて申し上げます。

太陽光発電システムに関しましては、経済産業省に太陽光発電のID取得の申請を5月に行ったとのことでございます。また、市と一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミーとの間で最優秀提案事業者に選定されたことの確認と、今後の協定書及び賃貸借契約の締結に向けて、双方の義務や了解事項を確認することを内容とした覚書を本年7月10日付で締結いたしました。現在は許認可手続のための関係機関との協議や測量、また設計のための準備、調整、当該地までの進入道路の位置の検討、調査、測量及び設計等を進めていると聞いています。

続いて、今後の事業スケジュールについて申し上げます。

現時点での予定ではございますが、平成30年度に測量、設計、図面の作成、メガソーラーに係る発電関係の手続、平成30年度から平成31年度にかけて関係法令等の手続を行い、平成31年度からグラウンド整備に着手し、平成33年度の完成を目指しているとのことでございます。

続いて、進入路の件についてでございます。事業の実施に必要な関係法令等の許認可手続や道路等の整備が必要な場合は、事業者みずからの責任及び費用負担により行うこととしております。道路につきましては、阿須自治会館から延長しております市道1-2327号線については幅員も狭く、また周辺住民の生活道路となっていることから、これを使用しないことを前提としております。そのため、現在進入路の位置の検討や調査、測量及び設計等を進めているとのことでございます。なお公募要領において、事業実施に伴う手続や道路の敷設等は事業者みずからの責任と費用負担によることが明記してあり、事業者とも確認をしているところでございます。市では技術的な指導等は行ってまいりますが、事業実現のための土地買収、工事につきましては事業者の責任及び費用負担により行われるものとなっているものでございます。

続いて、地元説明会の件についてでございます。

この事業につきましては周辺住民の理解、協力を得られなければ実現できないこと、また近隣住民、周辺環境に配慮することを前提条件としており、事業者は地元の方々の理解や協力ができないものであるということをも十分理解した上で事業提案をしたものであるということでございます。現在、提案事業を実現するための諸手続の準備を進めているとのことでございます。日本各地で地震や豪雨等、大規模な災害が発生していることを鑑み、災害対策には十分配慮しながら設計等を進めていると聞いております。地元説明会につきましては事業者が開催することにはなりますが、設計等の方針、方向がまとまった時点で速やかに開催するよう今後も指導してまいります。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

負担がないということ考えているということではありますが、進入路等、地元の地域に影響することがいっぱいあるわけですが、1つ気になることがあるんですが、この17ヘクタールのうちの山林の中に民地が数カ所入っていると思うんですが、こういう場合もこれを開発するということになると買収が必要になってくるというふうなことも考えられるんですが、これらについての考え方はどのように考えているんでしょうか。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

御指摘の内容のその他土地の買収等、これにつきましても当然ながら事業者の責任で事業者の費用負担で行うということになるものでございます。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

この事業に地方創生という名目が、協定というか考え方に入っているようですが、metssa（メツァ）のときも当初は1円の負担もないというふうに言っておりましたけれども、地方創生というふうなことが入ってくると負担が強いられてくるんじゃないかというような心配もあるわけですが、そういうことは絶対あってはならないことだと思うわけですが、次に2番目の質問になります。

この間、先ほどの答弁の中でも豪雨の災害等があったということで被害が見られたということですが、太陽光発電に関する被害というか、全国で発生をしております。タブレットのほうにも配信してありますけれども、被害の一部で

すけれども、めちゃくちゃに壊れたり山林からずり落ちたりということで、感電のおそれもあったということで報道もされておりましたけれども、こうした災害の状況というのがことしは特にあったわけですから、市としてはどのように把握されているでしょうか、お伺いします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

過日の西日本豪雨では、メガソーラーパネルも甚大な災害の一因として取り上げられ、山肌に設置したパネルが流れ落ちたり豪雨に流されたといったことや、流されたパネルが廃棄物として山積みになっていること、また水没したり破損した太陽光パネルや送電設備に触れると感電するおそれがあることなど、報道を通して確認をしているところでございます。今月初めには北海道胆振東部地震がございましたが、全国各地でさまざまな自然災害が起こっております。幸い本市周辺におきましては大きな自然災害は発生しておりませんが、いづれどこで起きてもおかしくないと考えるところでございます。事業を実施するためには森林法を初め河川法、砂防法といった関連法令の許可が必要となり、それら法令において指導が行われ、法令に定められた基準に適合しなければ事業を行うことはできないものでございます。また、林地開発におきましては災害対策に関して県からは強い指示があり、樹木の伐採、伐根は最小限とすること、伐根しないで済むところは伐根しないこと、自然林を残せるところは残すこととして計画内容の調整を行っているとの報告を受けているところでございます。本市におきましても、災害対策等については太陽光発電施設設置のガイドラインについての研究を始めるとともに、災害対策についての協定書への明記についても協議をしているところでございます。

いづれにいたしましても災害対策は最も重要なことでございますので、しっかりとした対策、対応することにつきましては事業者にも強く指導してまいります。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

今聞いただけでも、非常に大変な問題が多い施設になるんじゃないかというふうに思うわけです。阿須山中でのこのソーラー設置というのは非常に問題が多い。そういう中でのサッカー場建設というのは無理じゃないかというふうに思うんです。

そういう中で、私たちは7月24日に議員団を中心に調査を行いました。8割ほどが北向きの斜面で、太陽光発電に詳しい方からは発電効率が非常に悪いこと、工事費が多額に及ぶこと、非常に危険なところであるということが指摘をされました。工事費の負担や万が一の事故、経営破綻など、その負担能力があるかも含めて十分見きわめる必要があるのではないのでしょうか。

現在、静岡県の伊東市で、伊豆高原のところではソーラーパネルの設置に反対する運動が起こっていると。市と市議会、住民も挙げて反対運動が起こっていると。これは理由は環境破壊と豪雨災害などの土砂の流出などが懸念されるということでもあります。こうした問題を含めて現在でも懸念されるわけで、こういう問題を地元住民にこれから説明するということですから、特にこういう問題を含めた説明、市議会に対しても決定する前にしっかりとこれを公表していく必要がある、説明していく必要があるのではないかと思いますけれども、見解をお伺いします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

阿須山中土地の有効活用事業でございますが、太陽光発電事業を目的として公募を行ったものではなく、提案された事業を審査した結果、アルゼンチンのサッカー強豪クラブの育成プログラムを取り入れたサッカーグラウンドの整備や選手の育成等を行い、太陽光発電システムを設置し、その売電収入をグラウンドの整備や事業運営に充てるといふ提案をした事業者を最優秀提案事業者として決定したものでございます。

提案につきましては現実的で継続可能な提案であり、地域の理解や協力を得ることや近隣住民及び周辺環境に配慮することを前提条件としており、公募要領には対象土地の現況等を明記し、さらに参加表明書を提出した事業者には現地案内もしております。また、事業提案をするに当たり、事業者も関係機関に相談や協議を行っているとのことでございます。負担能力につきましては事業者の経営健全性を評価するために、過去3年間の貸借対照表や損益計算書を提出していただくとともに、資金調達や事業運営費等も記載した事業収支計画書を提出していただき、資金力等の審査もしているところでございます。事業者としましても事故等への対応として、各種保険への加入について現在準備をしているとのことでございます。

また、環境破壊や土砂流出などを理由に、メガソーラーの設置について反対運動等が起きているとのことでございますが、一方でことしの夏の記録的な猛暑の中、電力が安定供給されている1つの理由として太陽光発電の電力が大きく貢献しているということでもあり、メガソーラーが一方向的に悪いということではなく、災害対策をしっかりと行うことが求められるのではないかと考えるところでございます。

先ほども申し上げましたが、地域の理解や協力を得ることや近隣住民及び周辺環境に配慮しなければ事業ができないことにつきましては事業者も十分承知をしており、事業の方針や方向性等がまとまりました段階で地元説明会等を開催し、理解を得て事業を進めるよう、市といたしましても事業者に指導してまいります。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

私も太陽光がだめだということじゃなくて、そういうところでやる事業ではないということを申し上げているところなんです。そういう無理な無謀な計画ではなく、当初目的の自然公園として身近な里山として守るべきじゃないかということをお願いしたいと思うんです。

我が党は飯能市土地開発公社が取得し、塩漬けになって債務がかさんでいたことから、債務をなくして公社解散に進むことは必要な処置だと考えていました。しかし、市民の税金で土地を取得する以上、取得に当たっては市民の納得できるものでなくてはなりません。

平成24年度の補正予算の審議があったときに、委員会答弁では土地開発公社の解散に向けて10年間で買い戻しをすること、取得後の特別な構想はなく、そのまま残して取得後に検討するというのが答弁でありました。私たちは自然公園だとしても、構想ぐらいは示すべきだというふうに求めました。20億円で取得するというのに、取得後、つまり10年後に検討するというのでは市民に納得が

得られるものではありません。このことを指摘したわけでありませぬ。自然公園だから反対だという主張をした覚えはありません。ことし3月議会の本会議質疑では、取得目的は地方創生のためだというようにも答弁をしておりましたけれども、取得目的が一貫していない、このことも指摘をしていました。無謀な計画をやめて、身近な貴重な里山として地元地域で整備している遊歩道や近隣の青梅市などの整備された森林と歩調を合わせて整備する必要があるのではないかというふうに思いますけれども、見解をお伺いします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

この土地の利用につきましては、これまで市議会でも何度も取り上げられ、また自然公園ではない利活用の方策につきましても検討するよう、御意見、御提言をいただいております。これらを受けまして、この土地の有効活用について庁内でさまざまな視点から協議した結果、飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度を活用し、広く民間事業者から阿須山中の土地の有効活用についての事業提案を募集し、地方創生に資する活用を図ることを決定したものでございます。その後、一連の公募手続を経て、一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミーを最優秀提案事業者と決定したものでございます。

おただしの周辺環境との調和につきましては、事業の前提条件として周辺環境に配慮することを掲げておりますので、当然考慮された事業が進められるものと考えております。

◆ 質問 1 番（新井巧議員）

きょう午前中も一般質問がこれに関してありました。これから地元の声もいろいろと出てくるんじゃないかというふうに思いますが、しっかりと耳を傾けて対応していただきたいと思っております。

（省略）

◆ 委員長報告 11番（滝沢修議員）

それでは、御指名によりまして、総務委員会に付託されました議案の審査の経過と結果の主なものについて御報告をいたします。

（省略）

土地開発公社が所有している阿須山中地内の土地の買い戻しについて、民間事業、太陽光発電とサッカー場という予定となっているが、決定に至った経緯については、3社の参加表明があり、そのうち1社が辞退し、2社が残り、事業提案を行い、その後、事業者へのヒアリングを経て、2月に飯能インターナショナル・スポーツアカデミーを最優秀提案事業者と決定したものであること。太陽光発電システムを設置し、その売電収入をグラウンド整備や事業運営の経費に充てるという計画で、変更なく進めている状況であることなどが明らかになりました。

（省略）

討論では、坂井委員より、市債や繰越金が歳入の一定割合になってしまい、硬直化をしていること。基金の取り崩しが大規模であること、財源構成の課題など、先進自治体と比較しても財源枯渇の懸念を払拭し、財政運営の基盤を強化するために改善が必要であったこと。臨時財政対策債が150億円に達しているという状況は、課題があったと考えるとの反対討論があり、さらに滝沢委員より、法人市民税の関係で、これから減収傾向にあるとのことで、さまざまな理由があるが、大企業への優遇税制がとられてきた。個人市民税も若干の増収はあるというものの、市民の生活は横ばいであり、大企業のみを優先させた政策であると言わざるを得ない。また、都市計画税については、再三の指摘にもかかわらず税率は最高限度の0.3%を継続していること。m e t s a（メツァ）への出資金の関係においては、公金を充てるにはリスクがあること。阿須山中の土地については今後の動向についても不明確な点があることなどから、反対の討論がありました。

他に討論はなく、認定第1号中、本委員会付託分は、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました議案及び認定の報告といたします。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

認定第1号について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

（省略）

7点目は、阿須山中土地の取得問題です。平成29年度、2億円の買い戻しによって、17ヘクタールの山林の6割を買い戻したことになります。この土地は平成24年度から買い戻しを始めましたが、議会答弁では、土地開発公社の解散に向けて10年間で買い戻しをすること、現在特別な構想はなく、取得後に検討するというものでした。我が党は、市民の税金20億円で取得するというのに、取得後に検討するというのでは市民に納得は得られない。自然公園だとしても、その構想くらいは示すべきだと指摘をして反対してきました。昨年9月に一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーが大規模太陽光発電施設をこ

の山林に設置して、その事業収入で公式戦可能なサッカー場運営を行うとした提案を最優秀事業者と認め、現在協議を進めているということです。20億円の公費を費やし購入する山林で、災害の危険や事業運営などの課題がある、問題の多い事業を安易に進めることはすべきではないと考えます。

(省略)

◆ 討論 9番 (中元太議員)

(省略)

阿須山中の土地利活用についてはたびたび議会でも取り上げられておりまして、自然公園以外の有効活用も検討すべきと意見をしてきたのが事実でございます。執行部において民間事業者提案制度を創設して広く提案を受け付け、公正な審査のもと、最優秀提案事業者を決定したところであり、地方創生のモデルケースとして、各法令に適合させるべく事業者が事業実現に向け調整を進めていると、説明も受けているところでございます。新たな利活用については評価でき、事業が前進していることが感じられております。ただし、決算においては、公社解散に向けた用地取得の支出が計上されているのであって、土地の利活用については別に考えるべきであると思っております。買い戻し自体については、平成34年度の土地開発公社の解散に向け着実に進んでいると考えております。

(省略)

◆ 質問 13番（新井巧議員）

それでは、議案第31号の財産の取得、阿須山中の買い戻しということで、今回7回目の買い戻しになるんだと思うんですが、ここに資料等が掲示されていますけれども、去年もこの場でいろいろと議論して、5回までは自然公園にするということでしたわけです。去年からいろんな民間からの提案を受けて、今進めているようにソーラーパネルを設置して、その売電収益でサッカー場を建設するという案が出て、土地の取得が今回で7回、あと3年で全部を買い戻し、総額で20億円ということですよ。当初、山林を取得したときは14億円ということで、利息とか手数料等でいろいろとかかって負担がふえていますから、早く買い戻しをして債務をなくしていくということは1つの重要な課題であったわけです。そこは私どももやむを得ないということで考えておりますけれども、去年から取得の目的が、この場で答弁があったのは地方創生に寄与するんだと。サッカー場建設が地元の地域活性化にもつながっていくんだというようなことが言われました。その後、取得目的としては土地開発公社の解散というのがもともとの目的ですから、それは変わらないんだというようなことでありましたけれども、買い戻しをするわけですから、取得目的というのが明確でなくちゃいけないと思います。そこでもう一度ここで確認したいと思うんですが、取得の目的というのは何になるのか、まずお伺いしたいと思います。

それから、2つ目はこの図面で示されている490番地と489番地の部分ですね。これは民地だと思うんですが、サッカー場建設計画ということになっていきますと、これは市が直接やるということじゃないから市は関係ないということになるのかどうかわかりませんが、民地の協議の状況がわかればお伺いしたいと思います。

3つ目は、県のふるさと創造貸付金の20億円を10年間で借りて買い戻しをするということで進めているわけですが、この県のふるさと創造貸付金の用途というのは市が買い戻しをし、取得をし、そこに公共施設等を整備するために必要な資金ということであったと思うんです。そうなるということで買い戻し、今度はそこを貸すわけですよ。貸す金額は年間87万円ということですが、その金額の多い少ないは別にしても県の資金を借りて取得をし、県は公共施設等を整備するために貸し付けをするというものが、民間の建物なり施設なりを整備するために貸し付けをするということになると貸し付けの用途が変わってくるんじゃないかと思うんですね。公社の解散のためにということで整合性があるというふうに言われるかもしれませんが、当初市が公共施設等を整備するための貸付金ということであったわけですから、用途の問題はないのかどうか、協議がされてきたのかどうか、その点についてお伺いします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

まず、今回の土地の買い戻しの目的ということでございます。これにつきましては、従来は自然公園というような形で議会でも答弁をさせていただいたところでございます。しかしながら、この公社の解散に向けまして計画的に20億円というような形で買い戻しを進めた場合に、市で取得した土地を今までもそのまま

に置いておいたという状況がございます。仮にこれに何か手を加えるというようなことがあっても、当然ながら巨額の費用もかかるということもございました。そうした中でこの土地を何か有効活用できないものだろうか、そういった議論が新たに生じまして、そのような経緯を踏まえまして、先ほど言われましたように民間の提案制度を受けまして今回の形になったということでございます。

また、この中に民地が含まれているということでございます。これにつきましては、当然ながら今回事業提案を受けまして事業を進めるに当たりまして、市で買うということではなく、事業者側でこの民地も活用した形で事業を進めたいということであれば、それはそれでいわゆる賃貸借なり買い戻し、そういったものは事業者側で行うということでありますので、あくまでも市はタッチをしないと考えているものでございます。

また、この20億円の県からの借り入れでございます。この用途の問題でございますけれども、これにつきましては当然ながら今回の事業提案を受けまして事前に県にも確認をしております。公社の解散を究極の目標に据えた中での土地の買い戻しということでございますので、これにつきましては飯能市の今回の対応について、特に問題はないものということで回答を得た上で事業を進めていますので、御理解賜りたいと思います。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

2回目の質疑です。取得の目的についてということで最初にお伺いしたんですが、それはいろいろと自然公園というようなもの、あるいは民間提案でということがありました。明確に答弁がなく、最後で究極の目的は公社の解散というのがありましたけれども、土地の取得目的ということでいくと、もう一度よくわからなかったのでお伺いしたいと思います。

最後の3つ目のところで、究極の目的は公社の解散だからということでありましてけれども、公社の債務が130億円を超えるような状況から、そのときからも、新たな取得はやめて、市が買い戻しをするものと民間に売却するものと代替地等で使うものということと言われていたわけですが、そういう中でだんだん減ってきて、いよいよめどが立つぐらいにはなったんですが、そうはいつてもあと20億円、3年間で17億円以上買い戻しをするとすると市民生活にも影響はすると思うんです。県からは究極の目的が解散だからいいよというふうに協議の結果言われたということですがけれども、やはり私は取得の目的というのはやむを得ない形になったということじゃなくて、すんなりとしているとは言えないというふうに思います。それは実際3年後に解散に向けて大きく20億円を寄与されたことは確かですが、やはり市民にすんなりわかるようには説明できないんじゃないかというふうに思うんですが、民間に貸し付けることについては大丈夫なのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

この土地を市が買い戻す理由ということでございます。先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、当初自然公園という形でスタートした経緯がございます。それがやはり時代とともに内容についていろいろ検討を要するというようなことになりまして、今回この土地を活用して民間提案を受けてこのような形にしたというものでございます。10年間かけて毎年2億円ずつ買い戻すといった方

針は7年前からスタートしたものでございますけれども、これについては曲げる
ことなく、今後も市で地方創生の名のもと、有効活用を図るものということで取
得を進めていくものというふうに考えているものでございます。

また、県からの貸付金を借りるに当たって、これを民間に貸すということにつ
いてのおたただしでございますけれども、これについてはやはり土地を遊ばせてお
くことなく、有効に活用するという手段の1つとして今回の提案を受けて決定し
たものでございますので、財政面におきましても有効活用という見地から、やは
り正しいものであるというふうに考えているところでございます。

◆ 質問 1番（新井重治議員）

次にまいります。2の土地政策、阿須山中土地有効活用事業についてであります。この件につきましては、本年2月12日の全員協議会で報告がありました。内容的には、前回の報告から余り進んでいないように感じたところでございます。計画当初は地元自治会にも挨拶や事業説明は提案者のほうからあったようでもありますけれども、その後は事業に関係する情報が全くないことから、地元住民の間では不安が膨らんでいる状況であります。そこで、事業計画が現在どのような状況になって進んでいるのか。特に造成計画、排水計画や進入路など、それから本年2月1日に施行されました飯能市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインとの関連も含めまして、事業の進捗状況についてお伺いをいたします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

阿須山中土地有効活用事業につきましては、提案事業の実現に向けた必要な手続、工事、用地の確保等は全て事業者で行うこととしております。事業者では現在、関係者、関係機関との調整を進めている段階とのことで、公表できる内容が限定されますことを御理解いただきたいと存じます。進入路につきましては、道路の線形、起点・終点、幅員等の検討及び道路用地の確保のための土地所有者の調査や説明などを行っているとのことでございます。また、地形図や地積測量データ等を使っての土量計算や平面図、横断図等の作成を進めているとのことでございます。

次に、事業実施のための手続でございます。太陽光発電施設の整備につきましては、東京電力への接続、経済産業省への事業認定についての申請を昨年5月に行い、協議等をしているとのことですが、この3月中に回答が来る予定とのことでございます。排水につきましては、既存の水路につなげることとし、事業地内及び周辺を調査し、2カ所の水路が確認できたとのことで、この水路を使用して排水処理をすることで調整しているとのことでございます。

次に、飯能市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインとの関連でございます。ガイドラインは、本年2月1日以降に着工する発電施設から適用することとしております。現在事業を実施するための手続や調整をしているところで工事着手はしておりませんので、当然ガイドラインが適用されることとなります。事業者に対しましてもガイドラインが適用され、規定されている手続等が必要になる旨を説明しております。なお、進入道路の設計、林地開発許可における県から承認された図面などの整理ができましたら、周辺自治会や住民への説明を行うこととしているとのことでございます。

◆ 質問 1番（新井重治議員）

概要につきましてはわかりました。

それから、雨水排水についてですけれども、雨水排水は既存の水路を経て唐沢川に流入するというふうなことのようであります。相当な流量が考えられますけれども、御承知のとおり、唐沢川の護岸につきましては基礎部分がえぐられているところも見受けられます。護岸の補修等が部分的に必要ではないかというふう

にも思われますし、一方で、そういったところに希少生物が生息しているとの話も伺っているところでございます。周辺への安全や環境への影響に十分配慮していただきたいと考えるところでございますけれども、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

排水につきましては、直接唐沢川に放流するのではなく、既存の水路につなげる計画で、トイレにつきましては浄化槽型水洗トイレを計画しておりますが、処理水等についてはくみ取り処理とすることで現在調整しているとのことでございます。そのようなことから、現在と同様に既存水路を通して雨水を流すだけのため、護岸の改修や生物調査等については計画されていないとのことでございます。しかしながら、県土整備事務所との具体的な協議はこれからとのことで、協議において護岸改修等の指導、指示があった際には対応を検討するとのことでございます。また、おただしの周辺の安全や環境への配慮につきましては、事業の前提条件として周辺環境に配慮することを掲げておりますので、当然に配慮された事業が進められるものと考えておりますが、事業者への指導も今後徹底してまいります。

◆ 質問 1 番（新井重治議員）

特に排水の関係ですけれども、唐沢川はかなりの流域があるわけです。3年前の台風のときには相当な流量が流れ込みまして、周辺の宅地への被害、あるいはかかっていた簡単な橋りょうに大きな影響が出たというふうなことも確認もされているところでございます。ぜひそういったことがないように、排水計画、造成計画については特に気を配っていただければというふうに要望をしておきます。よろしくお伺いをいたします。

（省略）

◆ 質問 13 番（新井巧議員）

（省略）

まず最初に、阿須山中の太陽光発電事業について、伺います。昨年9月議会に取り上げ、3月議会の全員協議会でも若干の報告がありました。まず進捗状況、許認可等の現状について伺います。全員協議会では、太陽光発電の買い取り価格について、3月中に決定するというものでありました。道路の位置や線形、所有者の調査、測量手法などを検討しているということでありましたが、具体的には余り進展していないようであります。午前中の質問ともダブりますけれども、この辺についてお伺いします。昨年9月の答弁では、2018年度に測量・設計・図面の作成・メガソーラー発電手続、2019年度からグラウンド整備に着手、2021年度に完成を目指している。進入道路については、阿須自治会館からの市道は幅員も狭く、周辺住民の生活道路となっていることから、使用しないことを前提に位置の調査・検討を進めている。これらの一切の負担は事業者の責任で行う。地元説明会も設計等の方向がまとまった時点で速やかに開催するというふうに答弁がありました。現状でどのようなスケジュールになっているのか、許認可等の関係についてもお伺いをしたいと思います。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

阿須山中土地有効活用事業は、提案事業の実現に向けた必要な手続、工事、用地の確保等は全て事業者で行うこととしており、現在関係者、関係機関との調整を進めている段階とのこととでございます。調整中とのことから、公表できる内容が限られますことを御容赦いただきたいと思います。

初めに、事業の進捗でございます。現在、阿須山中土地有効活用事業の事業地に行くための進入道路を整備するための調整と、事業の実現に向けた必要な手続を進めているとのことです。進入路につきましては、道路の線形、起点、終点、幅員等の検討、用地を確保するために関係する土地所有者の調査、説明などを行っているとのことです。

次に、事業実現に向けた手続についてでございますが、太陽光発電施設の整備につきまして、東京電力への接続、経済産業省への事業認定についての協議等をしているとのことで、3月中に回答が来る予定であると聞いているところでございます。

また、現地の詳細測量をするためには、初めに森林法に基づく林地開発許可が必要なことから、林地開発許可申請を行うための必要書類の作成、県の林業部との調整を行っているとのこととでございます。

事業スケジュールにつきましては、平成31年度に関係法令の許認可手続を行い、平成33年度の完成を目指すということで進めているとのこととでございます。

続きまして、許認可手続の状況について申し上げます。太陽光発電施設の整備に当たり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく事業認定申請を経済産業省に昨年5月に申請しておりまして、本年3月中に回答が来る予定とのこととでございます。その他、森林法に基づく林地開発許可、河川法に基づく河川区域内の土地占用、掘削許可、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊区域内の行為許可、砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、さらに飯能市開発行為に関する指導要綱、飯能市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインなどがございます。手続の状況ですが、林地開発許可を取らないと樹木の伐採をすることができないことから、初めに林地開発許可を行うため、県林業部と申請に当たっての調整をしているとのこととでございます。そのほかの法令につきましても、事業の概要説明や法令への該当の有無、必要書類の確認等をしているとのことで、申請につきましては、林地開発許可後に行うとのこととでございます。なお、林地開発許可につきましても、10ヘクタール以上の大規模林地開発となり、県の森林大規模開発審議会に諮る案件となることから、申請から許可までに半年以上の期間を要すると伺っているところでございます。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

余り進んでないけれども、ハードルはなかなか高く、いろいろな手続がこれから必要になってくるということです。その中で、答弁の中にもありましたが、飯能市も太陽光発電に関するガイドラインを策定して、ことし2月の施行になりました。このガイドラインの中で、計画地が河川区域など設置に適当でないエリアというのがありますけれども、これは問題がないのでしょうか。また、市及び近隣住民に対する事業内容を事前に明らかにすることが必要だというふうにもなっ

ています。その辺についてはどのような方向でいるのでしょうか。そして、遵守すべき事項の中で8つほど挙がっていますが、ここでは1、計画の段階で近隣住民に周知を図り、近隣住民との協調を保つこと。2、雨水等土砂、汚泥の流出や水害等の災害防止対策、雨水流出抑制対策を講ずること。3、既存の地形や樹木等を生かしながら、周辺の良い環境に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。4、災害発生時の緊急連絡に対応するための看板を設置すること。5、除草等に努めるとともに、除草剤や殺虫剤等の薬剤を使用する場合は環境に配慮することというようなことが掲げてあります。これらは、守らなければならないというガイドラインで示してあるわけですが、これらもしっかりと指導しているという理解でよろしいのか、あわせてお願いします

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

飯能市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインと阿須山中土地有効活用事業との関係でございます。ガイドラインは、本年2月1日以降に着工する発電施設から適用されることから、この事業も当然適用され、事業者へもガイドラインを渡し、手続等が必要になる旨の説明をしているところでございます。ガイドラインでは、事業実施に関係する法令等については関係機関と協議し、必要な手続を行うこと。また、近隣住民への周知、説明をすることなどが規定されております。先ほど申し上げました林地開発許可におきましては、災害対策等を含めた指導や基準があると同時に、関係法令の有無や関係法令に対しての手続状況等を報告することとなっております。市開発指導要綱におきましては、技術的な指導を初め要綱に定めた基準に基づき事前協議を行い、事業を進めることとなります。また、近隣住民等への説明につきましても、進入道路の設計、林地開発許可における県から承認された図面などの整理ができましたら、周辺自治会や住民への説明を行うことで調整しているとのことでございます。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

ぜひ説明会をしっかりと早期に持てるような状況をつくってほしいと思います。

3点目に、土地開発公社経営健全化計画と埼玉県ふるさと創造貸付金との整合性についてであります。平成25年2月に策定した土地開発公社経営健全化計画ですが、民間に売却する土地と市が買い戻しをする土地に分けて計画を立てています。タブレットにそのときの計画書が送ってありますけれども、阿須山中は、埼玉県ふるさと創造貸付金を活用して買い戻しをするということを明記し、その中で、埼玉県ふるさと創造貸付金の趣旨は、市が行う公共施設または公共施設の整備事業に対して貸し付けを行うというのが明記してありますけれども、その辺との整合性があるのかどうか伺います。市が20億円の借金をしてこれを買戻し、そこを民間がサッカー場を運営するということです。民間に年間80万円で貸し付けるという事業は、この公共施設または公共施設の整備に対して資金を貸すという趣旨からいくと合致しないんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

土地開発公社経営健全化計画と埼玉県ふるさと創造貸付金借入れの整合性につきまして御答弁申し上げます。

平成25年2月に策定いたしました飯能市土地開発公社の経営健全化計画について、策定経緯を含め、概要を申し上げます。過去、計画期間を平成13年度から平成17年度までとしていた第1次計画、平成18年度から平成22年度までとしていた第2次計画がございました。この10年間に於いて土地開発公社所有地を約54億6,200万円削減いたしました。平成22年度末で、残り約34億8,300万円まで公社所有地を減少させましたが、その中でも、その後の懸案となっていた土地が阿須山中、帳簿価額約19億4,700万円がございました。そのような折、埼玉県から低金利で10年間毎年貸し付けが可能である埼玉県ふるさと創造貸付金を公社解散のための買い戻しに活用してはどうかとのお話をいただきました。庁内での検討、部署を越えたさまざまな協議を行い、また、土地開発公社理事会の説明を行い、公社所有地を市が買い戻すこと、平成34年度に土地開発公社を解散することなどを旨とするとして、飯能市土地開発公社経営健全化計画を作成するに至りました。この計画に基づき、平成24年度以降、県の貸付金を活用して阿須山中などの公社所有地を市が買い戻す、あるいは土地開発公社自らが処分するといった手続などを現在まで進めているところでございます。

続きまして、埼玉県ふるさと創造貸付金でございます。この貸付金の趣旨でございますが、住民福祉の増進を図り、魅力と活力にあふれる地域づくりを推進するために行う事業に対する必要な資金としての貸付金としております。また、運用といたしまして、大きく2つの貸付メニューがございます。一つが特定支援事業、もう一つが一般事業でございます。このうち一般事業につきましては、土地開発公社の経営改善を目的とした土地の買い戻しなどとなっております。買い戻し借入れの実行に当たり、埼玉県と協議を行い、阿須山中の買い戻しにつきましては、土地開発公社の健全化並びに解散に向けた取り組みを目的とすることで問題ないことを確認した上で、計画策定、予算化した経緯がございます。

昨年度、土地利用の件につきましては、地方創生に資する用途として、民間事業者による活用に向けをさせていただきました。この方向づけ、今後の貸付金などに関しまして埼玉県と協議を行い、阿須山中の買い戻しが土地開発公社の健全化並びに解散に向けた取り組みであれば、土地利用の用途は問わないことから、引き続き貸し付けを実行する旨の回答をいただいております。飯能市土地開発公社経営健全化計画は公社解散を目標とした計画であり、埼玉県ふるさと創造貸付金の借入れは公社解散に向けた取り組みに充てる財源としての借入れでございますので、趣旨、目的が合致しているものであり、整合しているものでございます。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

私もちょうどそのときの委員会で、この買い戻しのときの質疑をしていただきましたから、よくわかるんですが、これは公社の解散に向けてということで、貸し付けてもいいよというふうになったということは、その当時から説明がありました。しかし、タブレットにもありますけれども、このときの経営健全化計画の中に、市が行う趣旨として、市が行う公共施設または公共事業に対しての貸し付けとい

うふうに添え書きしてありますけれども、想定しているのは、解散をするから、全部負債がなくなれば20億円貸しますよということではなくて、やはりその利用目的というのはしっかりとしたものがある、市民の利用にあるものだと思うんです。ただ、20億円の負債がちゃらになればいいんだよということではないと思うんですね。そして、20億円というのは、県がそれを補助金として出すわけじゃなくて、借り入れるわけですから、返済をしなければならない。市民の税金で買うということになるわけですから、そこでただその20億円の負債がなくなりますよ、だからいいですよということではなくて、その裏にあるその利用をどうするか、そこがしっかりとしていなければならないんだというふうに思うんですね。その当時は自然公園ということで買い戻すということでありましたけれども、今の計画の中で買い戻し、そこを年間87万円で民間に貸しますよということでは、ちょっと趣旨が違うのではないかとこのように思うんですね。市民的な理解がこれで得られるかということになると、そうには思えないわけですが、解散に向けてであればその財源でいいですよということと、その裏にある、どういうものに利用するかということが合致してなければならないというふうに思うんですね。もう一度そこをお伺いしたいんです。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

繰り返しになりますが、昨年度、土地利用の件につきましては、地方創生に資する用途として民間事業者による活用に向けをさせていただきました。この方向づけ、今後の貸付金などに関しまして埼玉県と協議を行い、阿須山中の買い戻しが土地開発公社の健全化並びに解散に向けた取り組みであれば、土地利用の用途は問わないことから、引き続き貸し付けを実行する旨の回答をいただいております。全く問題はないというふうに考えております。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

県が今まで貸し付けて、まだこれから借りるわけですから、そこではそういうふうに調整が図られたかもしれませんけれども、20億円で借りて民間に年間87万円で貸すと。それが地方創生に帰するんだということで理由づけはしているようですが、これは少し無理があると思うんですね。だからこの貸し付けとしては、私はその趣旨からいってこれから問題になってくるんじゃないかなというふうに思います。これはまた後でも指摘していきたいと思います。

4番目に、住民の意向調査、環境調査等を行う必要があるんじゃないかということをお伺いしたいんですが、道路計画と地権者の同意も重要でありますけれども、周辺住民の意向が非常に重要だと思うんです。環境省は、太陽光発電施設にかかわる環境影響評価の基本的あり方に関する検討会というのを開いたようです。そこで、環境アセスメント条例や景観に関する自治体及び事業者アンケートを実施しております。自治体では、苦情や要望が多かったのは土砂災害18%、景観12%ということでありました。こういった住民の意識調査とともに、自然や動植物の影響に対する環境アセスメント調査などが必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてお伺いします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

この土地の利用につきましては、市議会や土地開発公社理事会において、自然公園ではない利活用の方策についての検討をするようにとの御意見、御提言をいただいております。御意見、御提言を受けまして、この土地の有効活用について市役所内でさまざまな視点から協議した結果、市長の2期目の重点施策でもある山林を新たな産業のフィールドにしていくことの一環として、飯能市市有資産に関する民間事業者提案制度を活用し、民間事業者から阿須山中の土地の有効活用についての事業提案を募集することとし、地方創生の取り組みに資する活用を図ることを決定したものでございます。そして、一連の公募手続、審査手続を経て、現在進めている事業に決定したもので、改めて住民の意向調査を行う予定はございません。また、環境アセスメント調査を初めとする環境調査につきましても、法令上該当しないことから、調査等の必要はないとのことでございます。しかしながら、周辺の自治会、住民の理解や協力が得られなければ、提案事業を実施実現することはできないということが事業の前提条件であり、事業者も承知しておりますので、事業への理解、協力を得られるよう、しかるべき時期となりましたら、説明を行うこととして事業が進められているところでございます。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

以前の一般質問の中でも、この自然災害に対する、また去年の台風災害だとか豪雨災害で、太陽光発電の事故が大変多かったということで、その辺はこの前の答弁でもありましたけれども、やはり住民の意向が重要になってきます。説明会もありますけれども、その辺をしっかりとやっていただきたいと思っております。

最後に、この場所については今、答弁をいただいたわけですが、私は、計画当初のように自然公園として市民の憩いの場にしてほしいという点であります。私たちは昨年末に、この阿須山中の問題で住民アンケートを実施いたしました。地域住民を初め約4,500人の方に配布をして送ってもらうという形のアンケートの実施をしました。284人の方から回答いただきました。その中で、タブレットにも送ってありますが、このことを知らなかったというのが56%、ほとんどの人が知らない。知っていたというのは20%ということです。このことをどう思うかという質問で、複数で回答をいただきましたが、有効に使ってくれればいいというのが13%、サッカー場ができれば地域の活性化につながる、こういう声もありました。10%です。しかし、災害が懸念されるのでやめたほうがいいというのが55%、経営破綻が心配なのでやめたほうがいいという人が39%、これは複数回答になっていきますけれども、約6割の方がやめてほしいという考えだというふうに受けとめたわけですが、このところをどういうふうに活用してほしいかという問いに対しては、針葉樹だとか広葉樹林を生かした自然公園というのが68%、市が進めるサッカー場の建設でいいよという方が20%でありました。やはりここは自然公園として残す、それはどの程度金をかけるとかかけないかという問題もありますけれども、今のままこの自然を残してほしいという声が圧倒的でありました。

この阿須山中の問題では、私たち日本共産党は、土地開発公社が土地取得をこれほどまでに進めてきた経過については総括の必要があるというふうに思いますけれども、経営健全化計画に従って負債を解消して公社解散に至ることは理解できるという立場でありました。その上で、20億円を借りて17ヘクタールの土

地を取得する以上、目的を明確にする必要があると指摘をしてきました。しかし執行部の答弁は、当初、自然公園にとして取得をするが、どういうものにするかは取得後に検討するんだということでありました。私たちはこうでなければならぬという指摘をしたことはないわけですが、市民が納得できる説明、納得できる構想ぐらゐは示すべきだということゐ指摘してきたわけです。住民の不安があり、住民が望んでいない計画は白紙に戻して、当初計画どおり自然公園の構想を市民に示して進めるべきだというふうに思ゐますけれども、それについてはどう受けとめてゐるかお伺ゐします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

この土地の利用につきましては、さまざまな視点から協議した結果、地方創生の取り組みに資する活用を図ることを決定したものであり、最終的にアルゼンチンのサッカー強豪クラブの育成プログラムを取り入れたサッカーグラウンドの整備や選手の育成等を行い、太陽光発電システムを設置し、その売電収入をグラウンドの整備や事業運営に充てるという提案事業を、本市の地方創生に資する有効活用であるとしたものでござゐます。現在、この提案事業の実現に向け、事業者で手続等を進めてゐるものでござゐます。また、整備するサッカーグラウンドにつきましては、市民への利用も計画されておゐり、この事業の実現が地域の活力につながるものと期待してゐるところでもござゐます。なお、事業の前提条件といたしまして、周辺環境に配慮することを掲げておゐりますので、当然ながら自然環境に配慮され、事業が進められるものと考えてゐるところでござゐます。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

今月中に売電価格等が決まるといゐことではありますゐが、全体としてだんだん価格も下がってきてゐる中で、事業費が決まれば大体めどがつくんだと思ゐますけれども、今まで質問してきたように、いろいろとクリアしなければならない問題がたくさんありますし、ハードルもそう低くはないと思ゐます。住民の意向もこれからといゐことではありますけれども、全国でもいろいろと不安や問題が指摘される中で、反対の声も多くなっているようでありますから、この計画一辺倒じゃなくて、やはり白紙に戻って考えるといゐところが出てくるんじゃないかといゐふうに思ゐます。事業者がこれから検討を進める中でどういゐふうになってくるかわかりませんけれども、ぜひ、市も住民合意を大切にしながら、この問題は問題として、進めるといゐ立場だけじゃなくて、しっかりとしたチェックをしていくといゐ立場から、この事業をやっていただきたいと思ゐます。

市民の願ゐは自然公園としてここを残していくことだといゐふうに思ゐますし、それについては住民も、20億円といゐ価格はどうかといゐ問題はありますが、ただいづれにしても買戻しをしなければ負債が、利息がふえていくわけですから、そういうことも含めて市民に説明をして納得してもらふ必要があるといゐことを申し上げたいと思ゐます。

（省略）

◆ 委員長報告 11番（滝沢修議員）

それでは、御指名によりまして、総務委員会に付託されました議案の審査の経過と結果の主なものについて御報告いたします。

（省略）

次に、議案第14号「平成30年度飯能市一般会計補正予算（第4号）案」中、総務委員会付託分について申し上げます。

普通交付税、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、県議会議員選挙費委託費などは見込みにより計上、市道整備事業債は増額、河川整備事業債、小学校施設整備事業債は新たに計上するものであること。

第3款債務負担行為補正のうち、飯能市土地開発公社に対する債務保証については、限度額を飯能市土地開発公社が銀行その他から借り入れた事業資金の額及びその利息の額の合計額に変更するものであること。変更については丁寧な対応に欠けていたと反省しているとし、飯能市としては実際の債務保証相当額を明らかにするため、これまであえて補正予算として提案してきたことなどの説明があり、質疑では、土地開発公社に対する債務保証の限度額については毎年度金額の変更があり得るので、金額設定をそのまま続けることが難しいことなどが明らかになりました。

討論では坂井委員より、公社廃止に向けての対応を書面で確約等があれば問題がないが、廃止への早期処分や用途転用など利活用を公表し、限度額を圧縮するといった具体的な断言や補足説明、説明資料がなく、賛同しかねるとの反対討論があり、加藤委員より、健全経営に向けて努力し、阿須山中の土地も順次買い戻している。補正後の金額が明記されないが、説明書では補正後の金額が明記されているわけであるから、金額を明記する必要はないと考えるとの賛成討論がありました。

他に討論はなく、議案第14号案中、本委員会付託分は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「財産の取得について」申し上げます。

本案は、飯能市土地開発公社から飯能市大字阿須山中896番ほか4筆の土地を持ち分取得するため提案するものであること。取得金額は2億円であること。今回が7年目の取得となることなどの説明があり、説明後、委員長が質疑、討論があるため、進行を副委員長と交代して進められました。

質疑では、土地の取得目的については、土地開発公社の解散を目的として土地の取得を進めていること。暫定的に自然公園としていたが、地方創生の取り組みに資する土地利用を図ることを目的に民間事業者から提案を募集し、現在この提案事業の実現に向けて進めていること。今回の事業は17ヘクタールという広大な面積で山林であることから、森林法に基づく林地開発許可が必要となり、県から残せる自然については残すようにとの指示があり、県の林業部と調整を進めているとのこと。林地開発許可等の手続の中で、既存緑地として残さなければならない割合があるとのことなどが明らかになりました。

討論では滝沢委員より、土地開発公社の解散を土地取得の目的とすることには同意ができるが、当初目的の自然公園としての整備を進めるのではなく、土地開

発公社の解散、地方創生の土地利用と目的が変わり、現在は民間事業者に貸し出すために土地を取得していると言わざるを得ず、認めることができないとの反対討論があり、他に討論はなく、議案第31号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「平成31年度飯能市一般会計予算（案）」中、総務委員会付託分について申し上げます。

(省略)

普通財産取得費の土地取得費は8回目の阿須山中の土地取得で、取得目的については土地開発公社の解散を目的として取得し、利用目的についてはこれまで暫定的に自然公園用地としていたが、阿須山中土地有効活用事業を進めていることなどが明らかになりました。

(省略)

8回目となる阿須山中の土地の取得について、民間に活用させるために市が買い戻しをするのは認められないとの反対討論がありました。

他に討論はなく、議案第32号案中、本委員会付託分は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

◆ 討論 13番（新井巧議員）

議案第31号「財産の取得について」反対の討論を行います。

今回で7回目となる飯能市土地開発公社からの阿須山中の土地の取得であります。17ヘクタールの山林についてであります。我が党は土地開発公社が標準財政規模を大きく上回って土地取得を進めてきたことについては総括する必要がありますが、公社解散に向けて債務を返済するために土地の買い戻しを進めることは必要だという立場であります。

平成24年度からの買い戻しに当たっての説明では、取得目的は自然公園として取得すること、具体的な構想については取得後に検討したいとしていました。20億円を埼玉県から借り入れて取得する以上、市民にどのようなものになるのか、その構想ぐらひは示すべきだ。それがなければ市民の納得は得られないのではないかと指摘をしてまいりました。それが指摘されないまま買い戻しを進めてきたことは認められないという立場で反対をしてきました。

ところが、昨年からその方針が大きく変わりました。土地利用については民間事業者からの提案を受け、この山林を民間事業者に年間87万円で貸し付けて、民間事業者はこの場所で太陽光発電事業を行い、その売電事業収入でサッカー場を運営するというものになりました。

そこで、私たちは3点指摘をして反対をするものであります。

1つは取得目的が自然公園から民間事業者への貸し付けに変わり、しかも20億円の山林を年間80万円で貸し付けるということは、市民に理解が得られないということであります。

2つ目は、この山林で大規模な太陽光発電事業を行うことに、自然災害や環境破壊などが懸念されるとともに、民間事業者の経営破綻などから放置されるおそれがあるということであります。

3つ目は、ここの立地条件や環境から自然を大きく壊して開発を進めるのではなく、自然を生かした自然公園として整備することに市民が期待をしているとい

うことです。私たちが実施したアンケートでも、7割以上の方がこうした自然公園を求めています。これが市民の声ではないでしょうか。

以上のことを申し上げて、民間事業者の提案に沿って現在進めようとしている計画を白紙に戻し、当初の自然公園構想を市民参加で豊かにして具体化するよう求めて反対討論といたします。

◆ 質問 6 番（内田健次議員）

議長のお許しをいただきましたので、議案第31号「財産の取得について」、賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま土地利用の目的が変わった、あるいは民間事業者に貸し出すために土地を取得しているという趣旨の反対討論がありました。本議案における土地取得の目的は、土地開発公社の解散を目的として、飯能市土地開発公社の経営健全化計画に基づき、平成24年から平成33年までの10年間で買い戻しを進めているものであり、このことは新井議員もおっしゃっていらっしゃいました。取得から7回目となっております。取得目的は明確で一貫しております。

次に、民間事業者に貸し出すために土地を取得しているとのことです。執行部からはこれまで自然公園との説明を受けてきたが、土地開発公社理事会や市議会において、約17ヘクタールという広大な土地を自然公園以外で有効に活用できないかなどの意見があったところがございます。これらの意見を踏まえ、市では地方創生に資する土地利用をすることとし、広く民間事業者から提案を募集し、提案事業により土地の有効活用を図るものとしたものです。また、提案内容の工事や手続などは、提案事業者の責任と費用負担により進めることによって、市に対する新たな負担が生じるものではないとのこととございます。現在、提案内容の実現に向けた協議、調整、手続などが進められているとのことです。阿須山中の土地が官民連携による飯能市の地方創生に資する取り組みとして、市の利益、市民の利益につながることを期待するところです。

以上のことから本案に賛成するとともに、土地利用についても大きな前進と評価するものであり、議員皆様の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

◆ 討論 12 番（山田利子議員）

（省略）

8点目は阿須山中の土地の問題です。議案第31号の財産の取得の反対討論で3点について指摘をしたとおりであります。この立地条件や環境面から、自然を生かした自然公園として整備することがふさわしいと考えます。

◆ 討論 6 番（内田健次議員）

（省略）

最後に8点目になります。阿須山中の土地取得に対してでございます。阿須山中の土地利用は、地方創生に向けた取り組みに対する事業に活用していくことが昨年度明確に説明され、大いなる前進を感じ、評価しております。また、土地開発公社の解散を目的とした土地取得であることは当初から変わっておりません。一般質問等でも執行部から説明があり、埼玉県ともしっかりとした連携により取り組んでおります。平成34年度の土地開発公社の解散に向け、買い戻す

ことについて何ら問題はなく、また活用面においても地方創生に向け、着実に進んでおります。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

（省略）

阿須山中のソーラー発電と、その売電収入でサッカー場を運営することについてお伺いします。

検討状況と現状について、であります。さきの全員協議会でも報告がありました。8月に地元説明会が開かれたということですが、当然市も参加しているのではないかと思います。説明された内容と住民の主な意見や声をお聞きしたいと思います。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

阿須山中土地有効活用事業に係る最優秀提案事業者であります一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーによる説明会につきましては、8月10日に地元自治会や地域にお住まいの方を対象に、地元自治会館において開催されました。

阿須山中土地有効活用事業には民間事業者のノウハウやアイデアを生かし、市有資産の有効活用を図るとともに、新たな財源の確保、本市の地方創生に資する事業を展開するという本市における事業の理念がございます。説明会では計画する事業が本理念に合致したものであり、世界的なサッカークラブのライセンスを生かしたサッカー事業を通じた人材育成、にぎわいの創出、さらにサッカー事業を自立・自走化していくための附帯事業であります太陽光発電事業を行っていく旨が説明されたところでございます。また、具体的な事業の内容、整備に当たっての造成計画、雨水処理計画、進入路等について現段階でのプランということではあります。説明を行ったとのことでございます。参加者からはサッカーグラウンドの排水、照明点灯時間、進入路の構造や使い方、経済産業省の固定価格買い取り制度等についての質問が出され、現時点で考え得る対策、対応方法を説明したと伺っております。

事業の成功には、地域にお住まいの皆様にご理解をいただくことが重要でございます。今後とも本市といたしましても、事業者には丁寧な説明に努めるよう求めてまいります。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

伺っているということで、当日は参加をしていないようですが、サッカー事業がどうであるかということももちろんですが、私は以前から問題にしているのは、メガソーラー発電の事業がこの場所にふさわしいかどうかということにあります。サッカー事業に附帯した事業というふうに言われましたが、附帯したというよりも、サッカー事業そのもの、サッカー場建設を私は問題にしているわけじゃなくて、事業のメガソーラー発電を問題としているわけです。

その点で2番目にお聞きしたいのは、このサッカー場ということじゃなくて、メガソーラー発電そのものについてであります。課題と問題点はどのように整理されているのでしょうか。現在、林地の開発について申請をしているということ

でありますけれども、県の担当者との協議段階ということではありますが、その辺がどのような状況にあるのかということでもあります。

そしてまた、先ほど言った台風15号に関連しても、千葉県で大きな被害がありました。太陽光発電にも被害が及んでいるようでもあります。暴風で飛ばされたソーラーパネルが近隣の建物にぶつかったりパネルが折れて曲がったり、太陽光発電のソーラーパネルを支える架台が強風によって倒壊するなどの被害が出ました。架台がゆがめばパネル内部まで及びます。豪雨でパネルが浸水したところは感電する危険もあるし、火災も起きているようでもあります。復旧作業員はもちろんです。近隣住宅への被害も及ぶ可能性もあります。もしこの場所でこのような被害があった場合、民間業者といっても行政が指導して進めているという側面が強いわけですから、認めた事業者である市としても共同の責任が問われるのではないかというふうに思います。その点で市長はどのような認識でいるかお伺いしたいと思います。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

私のほうから答弁させていただきます。

事業用地の風雨による被害への対策といたしましては、事業者は林地開発許可申請等の基準を満たすため、埼玉県と土地利用の安全性、事業の安定性、継続性などの観点から多岐にわたる事前の協議、調整を行っており、これが被害を未然に防ぐものであると考えております。また、飯能市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインにおきましても、設置に当たって遵守すべき事項として、雨水等による土砂、汚泥の流出や水害等の災害防止対策及び雨水流出抑制対策を講じることを規定しているほか、今後、市と事業者の間で締結する基本協定におきましても、事故等の際には事業者の責任により解決する旨の規定を盛り込む予定であります。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

市長が答弁をしませんでしたけれども、事業者の責任ということを契約に盛り込むというふうにありますけれども、私が先ほど指摘した民間事業者が進める事業とはいうものの、この事業そのものを市が最優秀の提案事業ということで認めているわけです。そういう点では共同の責任が問われてくると思うんですね。そういう認識があるかどうかという問題ですが、もし何かあった場合は、当然市としての責任が問われるというふうに思うんですが、その点についてもう一度、市としてはどういう認識でいるのか、民間業者にそれを盛り込めばいいというふうに理解しているのかどうかお伺いします。

◎ 答弁 市長（大久保勝君）

それでは、私のほうから答弁を差し上げます。

今、事業者といえども市が責任があるということをおっしゃいました。あくまでも民間との契約の上ですので、その場合はやってくれということで、契約を履行していただければいいというふうに基本的には思っています。道義的な責任はあるかもしれませんが、しかしながら、契約に盛り込むということは非常に大事だというふうに思います。そして、通常の工事も建築、それから土木の工事も何かのときには契約の履行に基づいてやるというふうに思っています。

そして、今回の千葉県の風害、風の被害ですが、電柱がばたばた途中からなぎ倒されるような、あのようなことと即結すぐ太陽光がそれと同じようだというのは、今回の異常なまでの風の強さは、私にはそれが全て今回の太陽光に結びつくとは思っていません。先ほども申し上げましたが、50年、100年に1回という、そのようなひどい風の害、それが全て毎回そのように起こるかという大変疑問でございますが、そのようなときにも対処できるようなこともこちらからお願いすることは、やぶさかではないというふうに思っています。

いずれにいたしましても、太陽光のみならず、災害についてはしっかりと対応するような契約をしていくように指導したいというふうに思っています。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

50年に一度というようなこと、先ほどの山田議員のような質問のときもそういう場合はということがありましたが、そういう場合もあるんですね。そういうことがないとは限らない。特に近年の豪雨、そして今回のような暴風、こういうことが今までだったら想定外というふうに逃げられたんですが、今は想定外という言葉は使えないような、もう当然のような状態になっている。ですから、あの阿須山中でもそういう豪雨がある、あるいはそういう暴風があるということはある得るといことなんですね。それと、それをした場合には、じゃあ民間の企業の契約に入れますと言っても、それが果たせるような状況でなくなった場合には、市が共同責任というふうに問われてくるんだというふうに思うんです。当然その責任能力の問題もありますし、あるいは倒産だとか、そういう場合も含めてなんですけれども、これは採算の問題にも入ってきます。そういった点で、それは契約で民間業者にしっかりやってもらいましょうということで、工事についてはこういうふうにしてくれということはあるとしても、責任が問われたときに、市は共同責任としてこれは当然問われてくる。契約に入れていますよと言っても、そうはならないのが今の状況であると思うんですが、その責任が問われてくるのではないかと。もう一度お願いします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

非常時にそのような事態になった場合、当然ながら事業は事業者により進んでいるということですが、市といたしましてはそういうことにならないように、県や市の指導に従っていただくということでございます。万が一そのような事態が生じた場合は、当然ながら市も関与しながら、復旧には努めるというように形になるというふうに考えております。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

市もそういう形の中で関与しながらという答弁でありましたが、市長もそういう認識でいいわけですね。

◎ 答弁 市長（大久保勝君）

それぞれの事例があると思います。関与するということ自体は契約を履行するかどうか、相手がしっかりやってくれるということで、民間のやることを我々が共通で対応するかというのは、これは疑問です。metssa（メツァ）、ムーミンが何か施設が倒れたら飯能市でやるのかと。それはやるわけがないです

よ。今後やるのに、常に50年に一度の風水害を想定したら何もできなくなっちゃうと。個人のうちも建てられなくなっちゃうということだと私は思っています。ですから、これからのことでしっかりと大丈夫だということ自体は、全部大丈夫でこうなったら大丈夫ですかと言われてたら、それは大丈夫かどうかというのはわかりません。100年に一度、じゃあ個人のうちも、増築も改築もできなくなっちゃうというふうに私は思っています。

そのようなことで心配はありがたいんですけども、大丈夫ということは、これからのことでもしなかった場合ということの契約には盛り込んで市長が直接サインをすることは、今回のことについてはないというふうに思っています。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

普通の民家を建てた場合の話とかという話じゃなくて、相当リスクのある地域、場所ではないかということなんですね。それと、メガソーラーということでの事業ということですから、それをこれまでも言っていたし、これからまた問題にしたいと思うんです。次に入りますけれども、日高市は県内初となるメガソーラーの規制の条例をつくりました。ポイントは災害ももちろんですけども、自然環境とか景観の保護。しかし、この日高市の場合は計画が先行したものでありますけれども、市は議会だとか市民の声を聞いてこういう形で条例化というふうになったわけでありまして。

飯能市はこれと違って市有地ですよ、飯能市有地。17ヘクタールの山林を20億円で購入して、年間87万円で民間業者に貸し付けてメガソーラーを行うという事業です。その売電収入でサッカー場を建設するというわけですけども、これを認めたわけですから、日高市とは比較して異常な対応だと私は思うんです。

越生町でも近隣であります、樹木を伐採して、急傾斜地で10トンもの石が通学路に、町道に落ちたということで問題になったようであります。業者は撤退したということですが、再生可能エネルギーは地域に貢献してこそ役割が果たせるんだと思うんですね。地域の自然環境や生活環境を脅かすような再生可能エネルギーというのは、認められるものじゃないというふうに思うんです。

そこで、前回、環境影響調査ができるかと言ったらできないという話でしたが、地質調査を含めた豪雨だとか、そういう風というものも含めてだけでも、豪雨ですね。そういったところの災害の危険度調査を含めた調査をやる必要があるというふうに思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

なお、先ほど市も関与というような言い方をちょっと申し上げましたが、これはあくまでも契約の上で、責任は事業者にあるということで、当然そういった事態になった場合は市にもいろいろな相談があるだろうということを想定してのごとでございますが、あくまでも事業者には責任があるというふうに考えております。

ただいまの質問でございます。このサッカー事業を実施するには、関係法令に定められた基準に適合しなければならないことは言うまでもないこととさせていただきます。これらの適合状況につきましては、事前の準備段階で該当の有無を確認し、申請や届け出の必要なものについては順次埼玉県や市の関係各課等から指導を受

けて対応し、審査を通過できるよう資料等の準備を進めているところでございます。

おただしの環境調査や地質調査、災害危険度調査につきましては、事業規模や関係法令等の基準から確認したところ、申請や届け出の義務がないため行わないとのことではありますが、当該事業は青少年の健全育成につながり、地域の活力を生み出す地方創生に資する事業であり、林地開発許可申請や飯能市の開発指導要綱、太陽光発電施設の設置に関するガイドライン等の基準を満たすための指導、それに基づく整備も行われることになるものであり、関係者や住民の皆様が当該サッカー事業に対し、今後も安心していただけるよう事業者との連携を一層密にするとともに、住民の皆様への周知なども含め、適切な指導をしてまいりたいと考えております。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

近隣住民の不安がないようにということでもありますから、災害の危険度とか地質調査を含めた、そういうものもぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

もう1点は採算性の問題ですけれども、3月議会で売電価格が18円ということでもあります、これが20年ということでもありますけれども、これまでの売電価格からいうと大分価格が下がってきているわけです。この売電で建設費を賄い、あるいは運営をするということになると、相当資金力というか、事業費が大変じゃないかというふうに素人としては思うわけですが、この辺で、あるいは契約が終わってからの原状復帰だとか、そういうことも含めてこの業者でこういう形の事業でできるのかどうか。特に最近はいろいろな業界の情報を見ても、「太陽光の発電、早くもブーム去り倒産ラッシュ」というような報道がありました。そういう中で、全体として再生エネルギーは必要でありますけれども、今までの過度の期待という部分が崩れかかっているということが言えるんじゃないかというふうに思うんですが、その点について市はどういう判断をしているのでしょうか。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

事業の採算性についてのおただしですが、経済産業省に申請していた発電事業計画が平成31年3月29日付で認定され、売電価格が決定いたしました。この価格は売電開始から20年間の固定価格であり、事業者が詳細な収入見込み額及び事業費用の積算を行うことが可能となりました。

経済産業省への発電事業計画の申請の際に提出する資料には、グラウンドの整備費やその運営費、パネルの撤去費など詳細な資金計画も盛り込むことになっているため、3月に国から認定を受けた当計画はその採算性につきましても審査され、認められた計画であると認識しております。また、本市といたしましても事業者の負担能力につきましては、事業提案の審査時に資金調達や事業運営費等も記載した事業収支計画書を精査し、資金力等の確認もあわせて行っているところでございます。

いずれにいたしましても、長期にわたる事業でございますので、事業が計画どおりに進捗し、成果が出せるよう的確な指導等に努めてまいりたいと考えております。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

資金力は大丈夫だということではありますが、先ほども言いましたように、太陽光発電で早くもブームが去って倒産ラッシュだというふうに報道がされるような状況にあるわけです。もう百何社も倒産しているという記事がありましたけれども、そういう中でいろいろな問題がある。自然の問題、環境の問題もそうですし、災害の問題もそうですし、経営的な問題も含めて、今まで当初の計画で自然公園として20億円で買い戻すということではありますが、その額はどうかということもありますけれども、その計画どおりいろんな問題を抱えている中で、リスクを負った計画はやめて、当初計画どおり自然公園として市民参加で森の再生を目指すことが望ましいんじゃないかというふうに思いますけれども、その点について見解をお願いします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

阿須山中土地有効活用事業は、本市の貴重な資産である市有地を民間事業者のノウハウやアイデアを生かし、本市の地方創生に資する取り組みとして進めているものでございます。世界的なサッカークラブのライセンスを生かしたサッカー事業を通じた人材育成、新たなにぎわいの創出、そしてサッカー事業が自立・自走していくための附帯事業は、審査の結果、本市の地方創生の理念と合致したものであるとして選定されたものでございます。

また、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用は、地球温暖化防止など持続可能な地球環境、地域環境の保全に寄与するものであり、地球規模で考え、地域で行動することを体現する取り組みでございます。

本事業はまさに本市の地方創生の実現の場の1つでございます。法令やガイドライン等に基づいた適切な整備、運営を行っていくことは当然のことでございますが、何よりも地域にお住まいの皆様にご理解をいただくことが重要でありますので、今後とも事業者にと丁寧な説明を行うよう指導してまいります。

◆ 質問 13番（新井巧議員）

時間の関係もありますのでこの程度にしますが、私は先ほども言いましたが、サッカー場ができること、あるいはサッカー場を通じて地方創生ということは否定するものじゃありません。ただ、この場所でメガソーラーということのリスクを相当しっかりと踏まえたものでなければならない。事業が進んだ段階でこれでだめですよということではできなくなってしまうから、現段階でしっかりとした検証とチェックをお願いしたいと思います。

(省略)

◆ 質問 3番（関田直子議員）

それでは、御指名によりまして、総務委員会に付託されました議案審査の経過と結果について御報告をいたします。

（省略）

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費について、一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーでは法令の確認や協議を行い、県と市への許可申請等の準備をしている状況であり、8月には住民説明会を開催したとのこと。具体的な測量は既に終了しているとのこと。敷地内の作業用道路については県と調整中であること。太陽光設置場所は北斜面ではあるが、許可を受けた後、造成工事を行うことになるとのこと。比較的緩やかな斜面であるため、事業者も採算性を計算し、経済産業省の認可も得ていることから事業として成り立つと判断できるため、このまま進める方針であること。事前に自然保護関係の法令確認を行っており、該当はなく、当事者、市ともに計画地周辺の自然環境に関する資料などは持っていないことが明らかとなりました。

（省略）

また、滝沢委員より、都市計画税では街路事業、下水道事業、土地区画整理事業があるという理由で制限税率0.3%となっているが、自治体独自で決められる税収については引き下げを検討してもよいのではないか。阿須山中の土地の取得について年間80万円程度で貸し出し、太陽光発電施設の整備では、市民にとって有効に活用されていないという趣旨の反対討論がありました。

◆ 討論 11番（滝沢修議員）

（省略）

8点目ですけれども、阿須山中の土地の取得問題であります。

平成30年度、2億円の買い戻しによって17ヘクタールの山林の7割を買い戻したことになります。この土地は平成24年度から買い戻しを始めましたが、土地開発公社の解散に向けて10年間で買い戻しをすること。自然公園を買い戻しの理由としていましたが、自然公園としての整備は行われず、買い戻しを続けてきました。

我が党は、市民の税金20億円で取得するというのに、その構想くらいは示すべきだと指摘をして反対してまいりました。平成30年に一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーが大規模太陽光発電施設をこの山林に設置して、その事業収入で公式戦可能なサッカー場運営を行うとした提案を最優秀事業と認め、現在計画が進められております。20億円の公費を費やし、購入する市民の財産を、年間87万1,920円の賃借料で民間に貸し出す計画であります。災害の危険や事業運営などの課題のある問題の多い事業を安易に進めるべきではありません。

◆ 討論 6番（内田健次議員）

私からは、認定第1号「平成30年度飯能市一般会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

(省略)

阿須山中の土地取得の件。

阿須山中の土地利活用についてはたびたび議会でも取り上げられ、自然公園以外の有効活用も検討すべきとの意見がございました。執行部において民間事業者提案制度を創設し、広く提案を受け付け、公正な審査のもと、最優秀提案事業者を決定したところであり、地方創生のモデルケースとして各法令に適合させるべく、事業者が事業実現に向け調整を進めているという説明を受けております。新たな利活用については評価でき、事業が前進していることが感じられます。ただし、決算においては、公社解散に向けた用地取得の支出が計上されているのであって、土地の利活用は別に考えるべきであるという立場をとります。買い戻し自体について、平成34年度の土地開発公社の解散に向け、着実に進んでいると考えます。

(省略)

◆ 質問 11番（滝沢修議員）

（省略）

次に、飯能市が土地開発公社から買い戻した阿須山中土地問題、についてであります。全員協議会の報告では、9月30日に基本協定を締結、林地開発については11月中に県に本申請を行う予定。林地開発行為許可申請の進捗に合わせて、基本協定に基づき、土地賃貸借契約の締結に向け、事業者と協議を進めるとの報告があります。

まず、現在までの状況について、お伺いしておきます。9月議会、新井議員の質問に対して、住民説明会については今後とも事業者丁寧に説明を行うよう指導していくとの答弁がありました。その後、地域住民への説明会は開催されているのでしょうか。されているとすれば、どのようなことが報告され、住民は十分納得ができていますのでしょうか。この点についてまずお伺いしておきます。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

9月議会の一般質問の際にも御答弁申し上げましたが、阿須山中土地有効活用事業は、民間事業者のノウハウやアイデアを生かす、本市の地方創生に資する取り組みであるものと認識しているところでございます。世界的なサッカークラブのライセンスを生かしたサッカー事業を通じた人材育成、新たな賑わいの創出、さらに付帯事業として行う太陽光発電など再生可能エネルギーの活用は、持続可能な地球環境の保全に寄与するものであり、審査の結果、本市の地方創生の理念と合致したものであるとして選定された事業でございます。

一般社団法人飯能インターナショナルスポーツアカデミーによる地域への説明会につきましては、7月及び8月に地元自治会や地域にお住まいの方を対象に開催され、その時点での事業内容、造成計画、雨水処理計画、進入路等について説明を行ったと報告を受けております。また、当該事業者も加盟する飯能阿須山中活性化推進委員会による進入路——これは新設の私道になります——に係る説明会につきましても、8月に実施されたほか、再度の説明会も予定していたものと聞いております。再度の説明会につきましては、当該事業者も説明者側として出席する予定でございましたが、地元自治会に打診をしたところ、さきの説明会での内容に疑問、不満等は特に出なかったため、集会形式での説明は不要との御意見から、11月初旬に自治会全体へのチラシ配布による説明にかえさせていただいたとでございます。その後も継続的に地元との連絡は取っているとのことで、地域からは今のところ特に問題はない。伐採により、家の周囲が明るくなったなどの声をいただいているようです。

ここで改めて飯能阿須山中活性化推進委員会について御説明させていただきますが、山中地区の唐沢川沿いで事業を行う事業者、団体、地権者の有志で組織され、各事業者が事業を推進していくに当たり、現行の市道が住宅の横や墓地を通過するすれ違いのしにくい道路であるため、新たな進入路を整備し、地域環境の保全と安全でスムーズな人の流れを確保することで、各事業の発展を目指すことを目的とした団体であると伺っております。

◆ 質問 11番 (滝沢修議員)

現在民有地でありますけれども、作業用道路と思われる伐採など行われておりますけれども、今、お話がありましたけれども、市はどのように把握しているのか、その点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

◎ 答弁 財務部長 (須田浩君)

阿須の山王塚地域で行われております流木の伐採につきましては、飯能阿須山中活性化推進委員会による新設道路の整備のための伐採であると伺っております。この事業につきましては、市の開発指導要綱による事前協議、市への伐採の届け出が済んでいるほか、各種手続を経た上で実施しているものであることを承知しております。

◆ 質問 11番 (滝沢修議員)

事業内容についてでありますけれども、太陽光発電についてはどの程度の規模となるのでしょうか。事業者が当初示した計画でありますと、9から11メガのソーラーとしておりました。ソーラー発電の用地だけでも、恐らく15ヘクタール程度の規模になると思いますし、またサッカーグラウンドもつくるわけでありまして、サッカーグラウンドはどのようなグラウンドとなるのでしょうか。山林をほとんど伐採されることとなりますけれども、その辺の状況はどうなっているのか。また、市としては、水道設備などのライフラインを整備しなければいけないと考えますけれども、事業全体の計画を示されているのか、お伺いしておきます。

◎ 答弁 財務部長 (須田浩君)

現在事業者は、埼玉県と林地開発許可申請前後の相談、調整等を重ねているところでございます。事業全体の計画につきましては、申請受理後におきましても、書類の差し替えや一部見直しは一般的にあり得ることとも伺っております。したがって、計画の全容がお知らせできるようになるのは、審査が終了した段階になるものと考えております。

◆ 質問 11番 (滝沢修議員)

計画が整ってからということでありまして、現在としては、例えばグラウンドでありますとか、そういう運動設備があるのであれば、当然水道設備なんかもしなければならぬと思いますけれども、そういったことも市はわからない、今のところわからないという状況なんです、その点についてまずお伺いしておきます。

◎ 答弁 財務部長 (須田浩君)

現段階での計画といったものにつきましては、今後まだ変更等もございまして、ということでありまして、詳細につきましては、まだここで御説明をするような状況ではないということですので御理解いただきたいと思います。

◆ 質問 11番（滝沢修議員）

今、そういう状況だというわけでありましてけれども、県の林地開発許可申請の進捗、そして賃貸借契約の時期についてでありますけれども、賃貸借契約というのは、事業の計画が全て明らかになって行うものかと考えるわけでありましてけれども、現在はそれが進行中だということでありましてけれども、この賃貸借契約についての考え方をお伺いしておきます。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

林地開発許可申請につきましては、事業者が半年以上の時間をかけて、埼玉県と申請前の事前相談を行ってまいりました。現在、さらなる調整が必要ではあるものの、その目途が立ちそうであること、また土地賃貸借契約は、林地開発の審査段階での判断材料として必要な資料になるということでございます。なお、現段階では土地の賃貸借契約につきまして、その内容について、市といたしましては、顧問弁護士の助言等も受けながら、事業者側と最終的な調整を行っているところでございます。本日も含め、近日中には締結がなされる見込みとなっております。詳細につきましては、後日改めて議員の皆様へお知らせさせていただきたいと考えております。

◆ 質問 11番（滝沢修議員）

現地の状況は、今、そういう状況だということでありましてけれども、この現地は雑木がほとんどであると思っております。どの程度の樹木の量があるのか、またこの雑木山の保水能力についてもどのように考えているのか、お伺いしておきます。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

議員おただしのとおり、当該事業地は広葉樹の割合が高く、事業用地のうち、河川、水路、道路等のもともと森林と見なされないところを除いた面積での針葉樹、広葉樹の割合では、約7割弱が広葉樹になります。事業の実施に当たり、広葉樹のほとんどは伐採されることが予想され、その分事業地の保水能力が減少することにはなりますが、林地開発許可の審査の過程で、雨水調整池や浸透施設の設置など、雨水排水対策についても必須事項として審査、指導があり、許可が下りるものでございます。そのため、本事業におきましても、結果として、現状での樹木の保水能力と同等かそれ以上の雨水排水施設が整備されるものと考えております。

◆ 質問 11番（滝沢修議員）

雨水の排水施設が整備されるから問題ないということありますけれども、この雑木林は、ほとんど広葉樹でありますから、冬には葉を落とすわけでありまして。その葉が堆積をされ、そこには植物や昆虫などが集まり、優良な土壌が形成をされる。そういった形で保水能力も多くなるわけでありまして。排水口の整備ということになれば、せつかくの自然を壊して、サイクルも絶たれてしまうということとは、指摘をしておかなければなりません。

次に、太陽光発電についてですけれども、今、こういった事業は投資対象となる事業が多くありますけれども、市の土地を貸して投資事業が行われるようなことはないのか、この点もお伺いしておきます。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

当該事業につきましては、地方創生事業として公募、審査を経て選定した事業でございます。太陽光発電施設の売電収入は、サッカー事業の運営や管理などに活用されるものであり、投資対象とするようなことは、事業のスキームからございません。

◆ 質問 11番（滝沢修議員）

先ほども最初に地方創生ということで期するものだというふうな発言がありましたけれども、新たな賑わいの創出だとか、こういうところには私は大きな疑問を感じるわけでありまして、あの山を生かすということで地方創生の意味、改めてお伺いしておきます。先ほどもお話がありましたので、短くて結構ですので、よろしくお願ひします。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

当該事業の公募の目的にもございますよう、当事業地を本市の貴重な資産と見なし、民間活力による土地利用計画の提案を幅広く求め、優れた土地利用計画を提案する事業者当該土地を貸し付けることにより、新たな財源の確保や財政負担の軽減を図りながら、少子・高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保する地方創生の取り組みとすることを目指しております。本市の目指す地方創生に資する事業に合致する事業として、公平公正な審査の結果、選定された事業でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

◆ 質問 11番（滝沢修議員）

次は今後について、ありますけれども、どのように事業が進められるかということでありまして、伐採、造成、設備の工事、グラウンド整備、こういうことが進められるというふうに考えますけれども、実際事業に着手するのはいつごろになるんでしょうか、お伺いしておきます。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

一つの目安といたしまして、令和元年9月30日に締結いたしました基本協定におきましても、事業期間を20年間としており、太陽光発電事業における固定価格買取制度の規定を勘案して、令和4年3月を目途に、サッカー事業、太陽光発電事業の開始を想定しておりますので、造成工事、整備等につきましても、その時点までには完了される見込みであるものと考えているところでございます。

◆ 質問 11番（滝沢修議員）

これが締結されて進められれば、20年という長い事業とありますけれども、当然災害もあると考えられますし、太陽光その他事業が不振ということも考えら

れますけれども、事業者の責任はしっかりと担保されているのか、10年たって撤退する、そのようなことはないのか、その点についてお伺いしておきます。

◎ 答弁 財務部長（須田浩君）

さきの全員協議会にて御報告させていただきましたが、本事業は長期間にわたることから、令和元年9月30日に事業者と締結いたしました基本協定において、事業の継続性を確保するために、事業を継続することができなくなった場合の協力事業者への事業承継についても規定しており、事業継続の担保をとっているところでございます。なお、基本協定締結後から土地賃貸借契約、林地開発申請等事業の進捗状況の詳細につきましては、事業取引の秘匿性や事業者側の事情などから、この場では詳細を御報告することはできませんが、整い次第、議員の皆様には改めてお知らせさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◆ 質問 11番（滝沢修議員）

今、阿須山中土地のこれからの太陽光発電とサッカーグラウンドということで、事業について、進捗状況等についてお伺いをしてまいりました。確かに、伐採をして太陽光をつくることもできると思います。しかし、あそこはいい山でありまして、確かに飯能市がいろいろとある土地でありますから、年間80何万円という土地代には魅力があるかとは思いますが、地方創生ということであれば、ほかの場所でもそういうことはできていくんじゃないか。今、廃校になってしまったところがありますし、グラウンド整備がされている、そういうところであれば、何も整備しないでサッカーのグラウンド等もできていくんじゃないかなというふうに思います。

私ども、何度か現地を視察しました。

タブレットのほう、ちょっと切り替えていただきたいというふうに思います。これが阿須の山中の土地でありますけれども、タブレットはこのままで結構でございます。

里山のよいところがたくさん残されております。私どもは、土地開発公社の買い戻しについて、自然公園としながらも、自然公園としての整備はせず、毎年2億円、10億円、10年かけて買い戻すのは理由づけにならないと指摘をしてきたわけでありまして。この山中の土地、ここは飯能市道分、大変整備をされておりますけれども、こういったきれいなところでありまして、なかなかまだ整備がされていないという状況。実際登ってみるとわかりますけれども、飯能市道とされていても全く整備がされていないところもあります。こういったところの整備を進めて、散策でありますとか、地元小・中学校の自然観察の場所として残すのは、すばらしい里山となるというふうに思うわけでありまして。隣接する青梅市には、森林の公益的機能を回復させて環境を守るために実施するとして、平成24年に森林再生間伐事業を実施、このように立て看板が立っております。立正佼成会も所有しておりますけれども、「この森はただいま育成中です」として、「森林は木材を供給するほか、災害を防ぎ、水資源及び自然の風致を保つために重要な役割を果たしています」との立て看板があります。そういう場所に隣接をしたこの飯能市の土地でありますから、ここを開発するのは、私もすべきではないというふうに思うわけでありまして。

例えば、地元の人たちや自然が好きな人、また小学生など一緒に手を入れて守り残していくなど、市民の皆さんから多くの意見を取り入れて整備を進めていくことが一番ではないかというふうに思います。今、ここにタブレットでも示しましたけれども、ここの山を全て切ってしまう、そういうことではなくて、市の里山、そういった整備を進めていけば、市の里山が地域に親しまれる生きた里山になるし、そして地域の資源になると考えております。こういったことが本当の地方創生ではないでしょうか。伐採するような事業は進めるべきではないというふうに申し上げておきます。サッカーであるとかそういうものを進めるのであれば、もちろんそれは地方創生、そして子供たちなら、世界レベルのサッカー選手となるのであれば、ほかの場所を提供する事もできるんじゃないでしょうか。このことを申し上げまして、一般質問を終わりにします。